

# 令和元年第3回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第16号ないし日程第25 議案第48号	4
・報告第16号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第17号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・報告第18号 平成30年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・報告第19号 平成30年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告に ついて	
・報告第20号 平成30年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及 び評価報告書について	
・議案第32号 平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第33号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	
・議案第34号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	
・議案第35号 平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	

・議案第 3 6 号	平成 3 0 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 3 7 号	平成 3 0 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 3 8 号	平成 3 0 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
・議案第 3 9 号	中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正について	
・議案第 4 0 号	中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
・議案第 4 1 号	中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について	
・議案第 4 2 号	中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止について	
・議案第 4 3 号	令和元年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について	
・議案第 4 4 号	令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について	
・議案第 4 5 号	令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について	
・議案第 4 6 号	負担付き寄附の受け入れについて	
・議案第 4 7 号	負担付き寄附の受け入れについて	
・議案第 4 8 号	権利の放棄について	
日程第 2 6	決算特別委員会の設置	1 0
日程の追加		1 0
追加日程第 1	議案第 4 9 号及び追加日程第 3 議案第 5 1 号ないし追加日程第 5 議案第 5 3 号	1 1
・議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について	
・議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について	
・議案第 5 2 号	工事請負契約の締結について	
・議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について	
追加日程第 2	議案第 5 0 号	1 3
・議案第 5 2 号	工事請負契約の締結について	
散会の宣告		1 5

第 2 号 (9月10日)

議事日程	17
出席議員	17
欠席議員	17
出席説明員	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
日程第1 一般質問	19
4番 秋元 隆議員	19
8番 川山光則議員	22
2番 今 博子議員	25
6番 荒関富雄議員	30
3番 成田直人議員	41
5番 塚本悦子議員	46
散会の宣告	50

第 3 号 (9月13日)

議事日程	51
出席議員	52
欠席議員	52
出席説明員	52
職務のため出席した事務局職員	53
開議の宣告	54
日程第1 議案第32号ないし日程第7 議案第38号	54
・議案第32号 平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第33号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	
・議案第34号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	

・議案第 3 5 号	平成 3 0 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 3 6 号	平成 3 0 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 3 7 号	平成 3 0 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第 3 8 号	平成 3 0 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第 8	議案第 3 9 号及び日程第 1 1 議案第 4 2 号	5 7
・議案第 3 9 号	中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正について	
・議案第 4 2 号	中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止について	
日程第 9	議案第 4 0 号	6 1
・議案第 4 0 号	中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
日程第 1 0	議案第 4 1 号	6 3
・議案第 4 1 号	中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について	
日程第 1 2	議案第 4 3 号	6 3
・議案第 4 3 号	令和元年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について	
日程第 1 3	議案第 4 4 号	7 2
・議案第 4 4 号	令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 1 4	議案第 4 5 号	7 4
・議案第 4 5 号	令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 1 5	議案第 4 6 号	7 6
・議案第 4 6 号	負担付き寄附の受け入れについて	
日程第 1 6	議案第 4 7 号	7 7
・議案第 4 7 号	負担付き寄附の受け入れについて	
日程第 1 7	議案第 4 8 号	7 8
・議案第 4 8 号	権利の放棄について	

日程第18 発議第5号 .....	82
・発議第5号 青森県立中里高等学校存続に係る要望書について	
日程第19 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について .....	82
閉会の宣告 .....	83
署 名 .....	85

### 第3回中泊町議会定例会

令和 元年 9月 6日（金曜日）

#### ○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第16号 専決処分した事項の報告  
(損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第17号 専決処分した事項の報告  
(損害賠償の額の決定について)
- 6 報告第18号 平成30年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 7 報告第19号 平成30年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 8 報告第20号 平成30年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 9 議案第32号 平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 10 議案第33号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 議案第34号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 議案第35号 平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 議案第36号 平成30年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 議案第37号 平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 15 議案第38号 平成30年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 16 議案第39号 中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正につ

いて

- 1 7 議案第 4 0 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 1 8 議案第 4 1 号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について
- 1 9 議案第 4 2 号 中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止について
- 2 0 議案第 4 3 号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第 4 号について
- 2 1 議案第 4 4 号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- 2 2 議案第 4 5 号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 3 議案第 4 6 号 負担付き寄附の受け入れについて
- 2 4 議案第 4 7 号 負担付き寄附の受け入れについて
- 2 5 議案第 4 8 号 権利の放棄について
- 2 6 決算特別委員会の設置

○追加議事日程（第 1 号の追加）

- 1 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第 5 0 号 工事請負契約の締結について
- 3 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について
- 4 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について
- 5 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君     | 2 番 今 博 子 君     |
| 3 番 成 田 直 人 君   | 4 番 秋 元 隆 君     |
| 5 番 塚 本 悦 子 君   | 6 番 荒 関 富 雄 君   |
| 7 番 秋 田 博 君     | 8 番 川 山 光 則 君   |
| 9 番 青 山 雅 晴 君   | 1 0 番 沖 崎 勲 君   |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君   |                 |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	葛 西 昭 文 君
総 務 課 長	成 田 勝 輝 君
財 政 課 長	毛 内 康 裕 君
総 合 戦 略 課 長	葛 西 成 芳 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	山 中 哲 哉 君
福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	古 川 幹 人 君
農 政 課 長	竹 谷 覚 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
総 務 学 務 課 長	加 藤 田 康 久 君
社 会 教 育 課 長	谷 伊 久 弥 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	加 藤 成 子 君
事 務 局 次 長	古 川 優 君
総 務 課 長 補 佐	田 中 綾 人 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐 藤 伸 之 介 君
総 務 課 庶 務 係	石 川 愛 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（長利 司君） 皆さん、おはようございます。本日は報道機関より撮影の許可の申し出があり、撮影を許可することにしましたので、お知らせをいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和元年第3回中泊町議会定例会を開会します。

本定例会よりタブレットを配付しております。そのため、操作補助員として職員を議場内に配置しております。

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、川山光則議員、9番、青山雅晴議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、別紙、議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月13日までの8日間に決定しました。

◎日程第4 報告第16号ないし日程第25 議案第48号

○議長（長利 司君） 日程第4、報告第16号 専決処分した事項の報告から日程第25、議案第48号 権利の放棄についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) おはようございます。本日、令和元年第3回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ご多用中の折にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案等は、決算の認定や条例制定など合計22件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第32号から議案第38号までの平成30年度中泊町の一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定についてご説明申し上げます。

本町の財政は依然として自主財源に乏しく、地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が続いております。一方、社会保障経費や老朽化する施設の維持補修費など歳出は増加傾向にあり、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立が課題となっております。

こうした状況の中で、平成30年度の財政運営は第二次中泊町長期総合計画を柱に、新たな町の将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来につなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、限られた財源を活用して中泊町の未来を創造する新しいまちづくりの実行に取り組みつつ、住民福祉の向上のために緊急かつ重要な課題に対処してまいったところでございます。

その結果としての議案第32号 平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出予算総額73億8,445万8,000円に対し、決算額は歳入総額73億2,213万7,309円、歳出総額71億6,471万7,118円、差引額1億5,742万191円となりました。繰越明許費繰越額81万3,000円を除く実質収支額は1億5,660万7,191円となり、前年度と比較いたしますと11.6%の増額となっております。

議案第33号は、平成30年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額19億3,694万9,000円

に対し、決算額は歳入総額 1 億 6, 149 万 6, 074 円、歳出総額 1 億 1, 583 万 600 円、差引額 1 億 4, 566 万 5, 474 円となりました。実質収支額は 1 億 4, 566 万 5, 474 円となり、前年度と比較いたしますと 132.2%の増額となっております。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額 1 億 4, 844 万円に対し、決算額は歳入総額 1 億 4, 397 万 5, 582 円、歳出総額 1 億 4, 397 万 4, 623 円、差引額 959 円となりました。実質収支額は 959 円となり、前年度と比較いたしますと 1.2%の減額となっております。

議案第 34 号は、平成 30 年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 1 億 2, 455 万 4, 000 円に対し、歳入総額 1 億 2, 359 万 8, 471 円、歳出総額 1 億 318 万 5, 763 円、差引額 2, 041 万 2, 708 円となりました。実質収支額は 2, 041 万 2, 708 円となり、前年度と比較いたしますと 4.9%の減額となっております。

議案第 35 号は、平成 30 年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 4, 127 万 3, 000 円に対しまして、決算額は歳入総額 4, 130 万 7, 021 円、歳出総額 4, 057 万 6, 197 円、差引額 73 万 824 円となりました。実質収支額は 73 万 824 円となり、前年度と比較いたしますと 1.4%の減額となっております。

議案第 36 号は、平成 30 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 2, 269 万 6, 000 円に対しまして、決算額は歳入総額 2, 270 万 4, 520 円、歳出総額 2, 236 万 3, 537 円、差引額 34 万 983 円となりました。実質収支額は 34 万 983 円となり、前年度と比較いたしますと 61.0%の減額となっております。

議案第 37 号は、平成 30 年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額 2 億 6, 847 万 3, 000 円に対し、決算額は

歳入総額 2 億 6, 1 0 9 万 2, 7 7 6 円、歳出総額 2 億 6, 0 3 8 万 4, 9 1 0 円、差引額 7 0 万 7, 8 6 6 円となりました。実質収支額は 7 0 万 7, 8 6 6 円となり、前年度と比較いたしますと 3 7. 8 % の減額となっております。

議案第 3 8 号は、平成 3 0 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて、収入額 3 億 4, 4 8 1 万 9 2 6 円、支出額 2 億 9, 9 6 9 万 8, 6 8 0 円、差引額 4, 5 1 1 万 2, 2 4 6 円、資本的収支では、収入額ゼロ円、支出額 1 億 4, 1 2 7 万 9, 6 6 3 円、差引不足額 1 億 4, 1 2 7 万 9, 6 6 3 円となりました。支出の主なものは企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補填をさせていただいております。

報告第 1 6 号及び報告第 1 7 号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定につきまして専決処分させていただきましたので、同条第 2 項の規定により報告をさせていただくものであります。

報告第 1 8 号は、平成 3 0 年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度における当町の健全化判断比率を報告するものであります。

報告第 1 9 号は、平成 3 0 年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度における当町公営企業会計の資金不足比率を報告するものであります。

報告第 2 0 号は、平成 3 0 年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検

及び評価について報告をするものであります。

議案第39号は、中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正についてであります。

中泊町議会委員会条例の一部改正等に伴い、条文の整備を要するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、外国語指導員の身分が特別職非常勤職員から一般職の会計年度任用職員となることから条例を廃止するものであります。

議案第43号は、令和元年度中泊町一般会計補正予算第4号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2億1,497万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億8,862万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費として光ケーブル移設等工事費、財政調整基金積立金、民生費として子ども・子育て支援事業費、農林水産業費としてため池浸水区域図等作成委託費、土木費として道路新設改良等工事費、公営住宅修繕料など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において国庫支出金、町債等について調整の上計上したほか、地方交付税につきましては普通交付税交付額の確定により、繰越金につきましては前年度繰越額の確定によ

り、それぞれ増額計上いたしております。

なお、継続費につきましては契約の変更に伴い年割額を補正したほか、地方債につきましては臨時財政対策債の確定及び事業費の追加等に伴い、限度額を変更いたしております。

議案第44号は、令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも1億4,566万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億9,600万4,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金であります。歳入につきましては、平成30年度からの繰越額の確定により前年度繰越金を計上いたしております。

議案第45号は、令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億756万9,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、基金積立金として介護給付費準備基金積立金、諸支出金として前年度の保険給付費等に係る国庫支出金等過年度分返還金など、それぞれ所要額を計上しております。

歳入につきましては、歳出との関連におきまして支払基金交付金等を計上したほか、平成30年度からの繰越額の確定により前年度繰越金を計上いたしております。

議案第46号は、負担付き寄附の受け入れについてであります。

中泊町大字高根字小金石868番地1、有限会社佐々木工業から負担付きの寄附の申し出がありましたので、これを受け入れることにつき議会の議決を求めるものであります。

議案第47号は、負担付き寄附の受け入れについてであります。

中泊町大字芦野字福泊5番地2、長利靖氏から負担付きの寄附の申し出がありましたので、これを受け入れることにつき議会の議決を求めるものであります。

議案第48号は、権利の放棄についてであります。

水道料金の過年度分の滞納者のうち死亡者及び居所不明者等の水道料金を不納欠損するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の

規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ◎日程第26 決算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第26、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第32号から議案第38号までの平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第38号までの平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

#### ◎日程の追加

○議長（長利 司君） お諮りします。

本日、町長から議案第49号から議案第53号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第53号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第49号及び追加日程第3 議案第  
51号ないし追加日程第5 議案第53号

○議長（長利 司君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案いたします議案についてご説明申し上げます。  
議案第49号から議案第53号は、工事請負契約の締結についてで  
あります。

中泊町もみじ団地建設事業住宅建設工事第1工区から第5工区、計  
5件の工事請負について、条件付き一般競争入札により工事請負契約  
を締結するに当たり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取  
得又は処分に関する条例第2条の規定により、仮契約を締結した上で  
議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上  
げます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第49号、追加日程第3、議案第  
51号から追加日程第5、議案第53号までの工事請負契約の締結に  
ついての4議案を関連がありますので、一括議題として説明、質疑を  
行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありません  
か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） おはようございます。議案第49号及び議案第5  
1号から議案第53号 工事請負契約の締結について、一括してご説  
明申し上げます。

本日追加提案いたしました議案書を御覧願います。本議案4件は、  
さきに仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に  
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基  
づき提案するものであります。

1、契約の目的は議案第49号が中泊町もみじ団地建設事業住宅建

設工事第1工区、そして議案第51号が第3工区、議案第52号が第4工区、議案第53号が第5工区であります。

2、契約の方法といたしましては、いずれの契約についても条件付き一般競争入札により、7月31日に告示して公募したところ、8社が応募し、8月22日に入札を実施、8月28日に仮契約を締結いたしております。

1ページを御覧願います。議案第49号、中泊町もみじ団地建設事業住宅建設工事第1工区の契約金額は5,049万円、契約の相手方は中泊町大字高根字小金石546番地8、株式会社野上技建、代表者は代表取締役、野上孝志。

3ページを御覧願います。議案第51号、第3工区の契約額が4,969万8,000円、契約の相手方は中泊町大字豊島字豊本1番地、有限会社田中建工、代表者は代表取締役、田中宏明。

次のページを御覧願います。議案第52号、第4工区の契約額が4,961万円、契約の相手方は中泊町大字今泉字唐崎28番地40、青山建築、青山雅彦。

最後のページを御覧願います。議案第53号、第5工区の契約額が4,948万9,000円、契約の相手方は中泊町大字今泉字唐崎28番地73、有限会社川村建築、代表者は代表取締役、川村清仁でございます。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和2年2月28日までとしております。

以上、議案第49号及び議案第51号から議案第53号までを一括してご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
議案第49号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第50号

○議長（長利 司君） 追加日程第2、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

これは田中議員に関係する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により田中議員の退席を求めます。

（1番 田中 洋君退席）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

追加提案いたしました議案書の2ページを御覧願います。本議案は、さきに仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

1、契約の目的は中泊町もみじ団地建設事業住宅建設工事第2工区でございます。

2、契約の方法といたしましては、条件付き一般競争入札により7月31日に告示して公募したところ、8社が応募し、8月22日に入札を実施、8月28日に仮契約を締結いたしております。契約金額は5,005万円で、契約の相手方は中泊町大字豊島字豊本49番地2、株式会社北信建設、代表者は代表取締役、田中憲でございます。

なお、工期は議会の議決を得た日から令和2年2月28日までとしております。

以上、議案第50号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

田中議員の入場を許可します。

(1番 田中 洋君入場)

◎散会の宣告

○議長(長利 司君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時32分

第3回中泊町議会定例会

令和元年 9月10日（火曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番 田中 洋 君	2番 今博子 君
3番 成田直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本悦子 君	6番 荒関富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 川山光則 君
9番 青山雅晴 君	10番 沖崎 勲 君
11番 野上憲幸 君	12番 野上祐一 君
13番 長利 司 君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	葛 西 昭 文 君
総務課 長	成 田 勝 輝 君
財政課 長	毛 内 康 裕 君
総合戦略課 長	葛 西 成 芳 君
税務課 長	太 田 光 平 君
町民課 長	山 中 哲 哉 君
福祉課 長	木 元 剛 君
環境整備課 長	古 川 幹 人 君
農政課 長	竹 谷 覚 君

水産商工観光 課長	越野進一君
小泊支所長	加藤孝典君
総務学務課長	藤田康久君
社会教育課長	谷伊久弥君
会計課長	下山貴子君
上下水道課長	阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	加藤成子君
総務情報課 行政情報係	木村将師君
総務情報課 行政情報係	佐藤伸之介君
総務課庶務係	鎌田知美君
総務課庶務係	石川愛君

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、秋元議員の質問を許可します。

秋元議員。

（4番 秋元 隆君登壇）

○4番（秋元 隆君） おはようございます。4番、秋元です。ただいま議長より登壇を許可されたので、通告書に基づき2点ほど質問いたします。

まず最初に、私が現在住んでいる武田地区の道路関係です。県道神原中里線の一部、武田小学校前の通りからJA武田のガソリンスタンド、スタンドから路線名が変わりますが富野大沢内停車場線、鳥谷川橋までの区間のことについてお伺いします。名前のとおり県道ということで、町では直接とやかく言えないのは承知していますが、町民からの要望だということで、町を通して青森県に要望していただき、改良工事を速やかに実施するようお願いしたいものです。

現状について簡単に言えば、旧武田中学校前から秋田谷電気の丁字路までの区間の道路はそれなりの道路幅があり、車の通行にはさほど不便は感じていませんが、武田小学校の通学路に指定になっていると思いますが、車道と歩道の区分はラインだけで、縁石やガードレールなどの児童等の安全面の区分が全然なされていないのが現状です。最近では予算がないのか、目が届かないのか、白いラインも消えかかっているのが現状です。小学校の登下校時には非常に気を遣い運転しています。事故が起きる前に対策を講じてくれるよう、県に働きかけていただきたい。

また、JA武田スタンドから鳥谷川橋までの区間は普通車が1台通れる道幅しかなく、車の交差ができない。道路の拡幅または車の待避所をつくるなりし、道路事情を解消していただきたい。先般芦野地区

で災害時の避難訓練を行いました。もしもこの道路しか使えない状況になった場合は、車が交差できないこと等により非常に混雑することは目に見えています。ぜひそれはお願いしたいということです。

また、今非常に空き家がふえており、当町も例外ではありません。県道脇の空き家を買収するなどし、退避所をつくり、道路改良をセットにし、すぐ目に見えるようなモデルケースをつくってみてはどうでしょうか。住民の不安を取り除くような県政運営を働きかけ、住みよい中泊町を濱館町長の力でつくっていただきたい。町としての答弁をお願いいたします。

以上、日ごろ不便を感じていますが、改善の傾向が見受けられないようですので、今後の計画及び改良工事が行われるのかお伺いし、答弁を聞いて質問があれば再質問いたします。

次に、昨年質問しましたスクールバスの運行についてお伺いします。今後町の児童数は減少が予想され、中学校のスクールバスの活用もあわせて検討すると回答をいただきました。その後教育委員会では、校長会、教頭会などで町内の小中学校のスクールバス運行について学区民等にアンケート調査などを行ったのかお伺いいたします。

以上、質問終わります。

○議長（長利 司君） 秋元議員の質問に対する答弁を求めます。

米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） おはようございます。秋元議員ご質問の平成30年3月に一般質問されました小学校のスクールバスの運行について武田小学校児童のスクールバスでの送迎は、その後の対応についてお答えいたします。

スクールバスの運行については、平成29年6月30日に定めたスクールバス管理規程に基づき、学校統廃合時に閉校となりました学区、下前、今泉、尾別、大沢内地区、原則この4地区を基本に現在運行対象区域として、小泊地域1台、中里地域3台で運行しております。その後の対応ということですが、以下のように考えております。

まず、議員ご質問の中のアンケート調査についてですけれども、それについてはまだ実施いたしておりません。といいますのは、次の1つ目の観点からも含めて今後また協議していきたいと考えておりま

す。

まず、1つ目として望ましい教育環境の視点からであります。今後の中里地域、児童生徒数の減少ですけれども、中里小学校は平成31年度の在籍児童数が143人、令和6年度には134人と推計いたしております。続いて、薄市小学校は平成31年度が59人、同じく令和6年度には46人と推計いたしております。次に、武田小学校は平成31年度が79人、令和6年度には62人と推計いたしております。このままで推移しますと、2年ないし3年後には児童数の減少により2学年が1つの教室で学習する、いわゆる複式学級が複数になる学校が出てくることも予想されます。以上のことを総合的に勘案しながら地域の実情や児童の実態、また安全安心の確保と組み合わせた複合的な方策等について関係者による協議会を設置し、協議してまいります。

2つ目は、児童の健康面からの視点であります。平成29年度に町の文化祭で、この中でもお聞きになった方もいらっしゃるかもしれませんが、「たくさん歩こう健康な体、いろいろな歩数調べから」と題した町内のある小学校での発表が行われました。その中で中里地区のある小学校と全国の小学校を比較したところ、肥満傾向の子供が我が町で多く、少ない学年で、当時の比較ですけれども2倍、多い学年では全国の5倍あり、学校全体の割合は30%とのことでありました。その中で通学方法による歩数等を比較したところ、徒歩通学等で多く歩いている人は消費カロリーが多く、肥満傾向の子が少ないという傾向が見られたという当時の発表でした。これについてはあくまでも傾向と捉えていただければと思います。子供のころに歩いたり、また進んで体を動かし、運動することが基礎的な体力づくりや、将来的には生涯にわたってその子の健康的な生活につながっていくのではないかと考えられます。

ただ、議員ご質問の武田地区においては現在武田中高線バスが運行しており、担当課と協議したところ一部区間の乗り入れは可能とのことですので、今後その方向で協議してまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 古川環境整備課長。

（環境整備課長 古川幹人君登壇）

○環境整備課長（古川幹人君） おはようございます。私からは秋元議員ご質

問の県道神原中里線の武田小学校、富野大沢内停車場線のJ Aスタンドから富野橋までの道路拡幅についてお答えします。

このご質問の道路につきましては、議員ご存じのとおり県道であり、県の管理となっており、確認したところ現段階では改良計画はないと伺っております。

まず、武田小学校からJ Aスタンドまでの区間についてはある程度の幅員がありますが、議員ご指摘のとおり歩道などございません。次に、J Aスタンドから富野橋までの区間につきましては幅員が狭く、車の交差ができない状況は把握してございます。しかしながら、先ほど申し上げたとおり両区間は県道であることから、県に要望することとなります。道路の拡幅等用地買収を伴うものについては、事前に買収可能であることなど町で確認すべきことがありますので、まず県と早期に協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） まず、スクールバスのほうからですが、先ほど教育長の答弁で武田小学校の児童については既存のバスの運行を考慮しているというふうに私は受け取りましたが、それでいいですか。学校からは特に要望はないと思っておりますけれども、私が各部落を回った際に「スクールバスあればどうですか」と言ったら「いや、助かります」と言った方が数名いたのです。ですので、遠距離の方を対象にぜひそのバスを検討していただきたい。

それから、県道のほうについては承知してはおりますけれども、県道でするので、町ではなかなか処理できないと思っておりますけれども、できる限り早く児童の安全とか、縁石等でもいいので、施工していただければと思っております。

以上、簡単ですが終わります。回答ありません。

○議長（長利 司君） これをもちまして、秋元議員の質問を終了します。

続きまして8番、川山議員の質問を許可します。

川山議員。

（8番 川山光則君登壇）

○8番（川山光則君） ただいまは議長のお許しをいただきまして、一般質問

をさせていただきます。一般質問は1つです。よろしくお願いいたします。

私は、前町長時代に融雪溝のことで質問したことがあります。その後中里地区のメイン通りから少しずつですが、進めてきておるようです。昨年の予算を見ますと1,800万ほど予算をかけたようですが、ことしは設計費は計上しているようですが、今のところ工事しているのが見えませんが、予算もついていないと思っていましたけれども、これについて今後の予定はあるのか、また予定があるとすれば小泊地区等は入るのか伺います。

答弁を伺い、再質問があれば行います。よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

古川環境整備課長。

（環境整備課長 古川幹人君登壇）

○環境整備課長（古川幹人君） 私からは、川山議員のご質問の町内の融雪溝整備の現状と今後の方針についてお答えします。

まず、町内に設置してある融雪溝は中里地域は3地区、小泊地域は7地区でございます。以前にもお答えしたとおり、融雪溝整備については財政状況等を考えた場合、国の交付金を活用することとなります。しかしながら、近年の公共工事で国からの交付金の配分率が年々低下してきているのが現状です。議員ご存じのとおり、事業を進めるに当たり事業採択から調査設計、工事着工まで相当の期間が必要となってまいります。また、水源の確保、維持管理等や財源見通しを考慮しながら最適な方法で行わなければなりません。今後各地域の実情の把握や必要性、諸条件の確認、町の長期計画等との整合性を図るとともに、町の財政状況を考慮しながら融雪溝の整備を考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、ことしはやっていないというのはちょっと聞けなかったのですけれども、やっていないのですよね。それは時間はかかるでしょうし、お金はない。これは前々からずっとだわけだの。急にお金がなくなったわけでもないし。国からのお金をもらうのも我々が行って直接もらってくるわけにはいかないのです、やっぱり県通して県から国へ働

きかけると。

さっきの質問にもありましたけれども、県を通すためにはここである程度計画をしてやっているわけです。今までの担当であればずっとやってきたわけですね。ここ1年急にぱたっととまって、さあ来年ってすれば、また県のほうではあとやめたのかなと思うかもわからないし、融雪溝はここ一、二年は大した雪もなかったのですけれども、例えば小泊地区は7地区ですけれども、これは合併以前からやっている融雪溝で、合併してからはたしか1回もやっていないと思っていましたけれども。

前には言ったこと、町長、私所長ですので、多分わからないと思って言いますけれども、小泊では漁火団地というのを売り出しまして、やっぱり海を埋めたせいもあってかなり高値で売ったわけですよ。そこに残念なことに融雪溝が整備されていないと。それで、隣近所あいているところはどうかなるのですけれども、そこもほとんど個人のものになっていまして、雪の捨て場がないと。非常に困って何回も私のところに話しされたのですけれども、今のところは中里から順次進めるので、何年か後には小泊も入るでしょうと、そういう話をしてあったわけですよ。それからもう10年ぐらいになるわけです。10年はないかもわからないけれども。今そろそろここいら辺で町長にも努力していただいて、ちょっとでも国から予算をつけていただいて進めてもらいたいと。できればそろそろ小泊のほうにも手をかけていただいて、小泊にもちっちゃい業者さんいっぱいいますので、何とかその救済のためにも仕事をちょっとずつでも出していただければと、努力していただきたいと思っております。まずは、町長もそうですけれども、話ししながら課長のほうで状況を見て、これはもうわかっている状況ですので、これから予算もあるでしょうし、予算に向けて努力していただきたいなと思います。ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） まちづくり全体のお話になろうかと思うのですが、先ほどの秋元議員からの道路の問題も含めまして、今現状非常にこの不都合な地域、融雪溝もさることながらあるわけでありまして。このことにつきまして単発単発で対処してまいりますと、5年、10年後の我が町の本当のあり方というものを見失う可能性がある、危険があるわ

けであります。今ご不便をおかけしているのは重々承知の上で、いま少しお時間をいただきながら、町全体の5年、10年後のあり方というものをしっかり考えた上で計画をつくってまいりたいなと思っておりますので、もう少しお時間をお貸しいただければと思っております。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） ぜひよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

続きまして2番、今議員の質問を許可します。

今議員。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、空き家対策について質問します。

空き家の原因としては、どうすることもできない昨今の人口減少や相続人などが遠隔地に居住している、またひとり暮らしであったが施設へ入所したなど理由はさまざまであるが、中泊町の空き家はこれから先も確実にふえていくものと思われまます。このまま放置しておけるものではなく、空き家対策には力を入れていかねばならないと考えまます。そのためにも、町民に知ってもらうべき空き家の状態を把握するためお伺いします。

1つ。今中泊町で空き家となっている戸数と空き家率を教えてください。

2つ目に、それらの空き家全てにおいて固定資産税は納められているものなのか。この固定資産税については2年半前、荒関議員より建物を取り壊さず残しておいたほうが固定資産税上有利と考えられるため、空き家の有効活用や危険な状態でも取り壊しが進まないのではないか、税制上の措置を講ずる必要があるのではないかと述べられていたが、あれから取り組み体制や将来へ向けて何か新しく変わった点はないものかお伺いしたい。

3つ目に、全国的に空き家バンクという言葉がブーム的になっているが、中泊町の空き家バンクへの登録状況や利用状況など、今どのような状態であるものか。そして、これからの空き家の利活用など、どのような取り組みを進めていくつもりなのかお伺いしたい。

以上のことについてお願いします。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 壇上からの答弁、初めてになりますので、改めておはようございます。

ただいま今議員からご質問の件について、3点ほどあったわけですが、戸数とか空き家の率ですとか空き家バンク、今後の活用についての件につきましては後ほど担当課長のほうからそれぞれお答えをさせていただきますが、私のほうからは今、この町でも問題となっている空き家対策について、基本的な考え方についてお答えをさせていただきますと思います。

近年、人口減少や少子高齢化などさまざまな要因により全国的に増加している中、当町においてもこの空き家の増加というのが深刻な問題になってきているものと私自身も認識をいたしておるところであります。空き家になっても所有者または管理者が適切に管理をさせていただいておれば近隣住民が不安に思うことはないわけですが、実際には管理が不十分なため周囲の近隣の人たちが危険を感じるような空き家も存在しておりまして、地域住民の生活環境や景観などにも影響を与えているケースも散見されておるわけであります。

こうした空き家対策のため、当町では県内に先駆けて平成24年12月に中泊町空き家等の適正管理に関する条例を制定をさせていただきますして、危険な状態にある空き家に対し助言または指導、勧告、命令、代執行や、勧告などに従って措置を講じた、いわゆる取り壊しをした場合の助成などを定め、対策を講じてまいったところでございます。

また、国でも平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されておりまして、空き家対策に関する基本方針が示されたことで、町で定めた条例を国の法律が後押しするというふうな形になりまして、町条例にない地方税法の改正や、これも後ほど税務課長のほうからお話ししますが、改正や撤去、修繕等の命令違反者に対する罰則、空き家解消に向けた取り組みを総合的かつ計画的に実施することを目的とした空き家等対策計画の策定などが盛り込まれました。こ

れを受けまして、町でも平成28年4月に対策計画を策定したところでございます。この計画に基づきまして危険な状況の空き家に対し、警察、消防等の関係機関との連携を図りながら住民の安全を確保するほか、空き家バンクの利用促進及び町外からの移住者が空き家バンクを希望した場合に補助制度の活用を促すなど、今後も積極的な空き家の活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、個々の施策に関しましてはそれぞれの担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） おはようございます。今議員ご質問の空き家対策についての中で、中泊町の空き家戸数と空き家率についてお答えします。

町では平成27年に空き家実態調査を実施しており、その調査の結果、中里地域で192戸、小泊地域で126戸、合計で318戸となっております。また、空き家率は6.1%、全国で5.3%、青森県で6.2%となっており、全国平均よりは高くなっておりますが、県平均と同程度の空き家率となっております。

次に、空き家バンクの登録状況や利用状況と、今後どのような取り組みを進めていくつもりかについてお答えします。空き家バンクの制度を開始した平成27年以降、17件の登録があり、平成31年1月時点で成約が8件、取り下げが3件、残り6件、内訳として中里地域3件、小泊地域3件、これらを町ホームページの空き家バンク登録物件一覧に掲載しております。空き家バンクに登録を希望する問い合わせは増加傾向にありますが、所有権の問題等で登録に至らない件数も多くあります。今後ますます人口減少や高齢化が進む中、空き家はさらに増加していくことが予想され、空き家バンクの登録の推進に努め、空き家対策の一環として、また移住者の受け皿として有効活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長利 司君） 太田税務課長。

（税務課長 太田光平君登壇）

○税務課長（太田光平君） おはようございます。私からは空き家全てにおい

て固定資産税は納められているものか、また固定資産税についての取り組み体制や町の方針に変わった点はないものか、2点についてお答えいたします。

最初に、今議員ご質問の空き家全てにおいて固定資産税は納められているかについてお答えいたします。現在空き家該当者の固定資産税につきましては、空き家該当者が318名のうち納付者が276名、滞納者が42名となっております。納付率は87%となっております。

次に、固定資産税の取り組み体制については、空き家か空き家でないかにかかわらず評価額、課税標準額を決定し、固定資産税を賦課しており、変更はないところであります。

また、町の方針の変わった点はないかということについては、中泊町税条例第71条第1項に規定する固定資産税の減免に関する要綱を平成30年12月に新たに制定しております。内容につきましては、中泊町空き家等の適正管理に関する条例において、助言もしくは指導または勧告に従って空き家が解体されたことにより、地方税法並びに中泊町税条例の規定により、専ら人の居住の用に供する住宅用地において、それぞれの要件によって固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1または3分の1の特例を受けないこととなった住宅用地の場合、当該解体後に課税される固定資産税5年間について、引き続き当該空き家等の敷地に供されているものとして6分の1または3分の1の特例を適用されることとなっております。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 今のお話を聞いていても、やはり町でもさまざまな取り組みをしていることもよくわかりましたが、今300件以上空き家となっているということなので、中泊町のこれからを考えると、若い人たちに負担をかけないためにも20年後、30年後を捉え、しっかりとした将来像を考えていく必要があるものと思います。空き家の今後を考えると、ひとり暮らしの高齢者などに対しては現在の居住している住居の将来の利活用など、本人の意向を前もって確認しておくのも一つかと考えます。そして、空き家の発生状況を把握した上で取り組み体制を整えていく必要があるものとするが、いかがなものでしょうか。お願いします。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

○総合戦略課長（葛西成芳君） ただいまの今議員の再質問についてお答えします。今後ますます空き家の増加が見込まれる中、町としての対策についてお答えします。

今現状、空き家の問題で相談件数もかなりふえてございます。この内容といたしまして、空き家を解体したいが補助金があるものかと、あと空き家バンクの制度内容、登録手続等は、こういう相談がふえております。一応空き家に対して何とかしたいという管理者の思いもあると思います。その中で問題点が、やはり空き家の所有者が高齢者や管理者が遠方に所在し、相続の手続等がなされていない場合などにより、空き家対策が進まないことが多く見られております。

町としては空き家等が危険な状態にある場合、この対策として先ほども若干触れましたが、空き家等の解体の補助金制度がございます。これは助言、指導、勧告に従って空き家等の措置を講じた場合、30万円を限度として、費用の2分の1に相当する額を補助する制度となっております。これには条件がつきまして、補助金を申請する構成員の所有する資産合計が700万以上あり、主たる生計維持者の所得が240万円以上の場合は申請できません。この制度は、高齢者など低所得者でも解体等の措置を講じるための補助金となっております。

次に、空き家等が利活用できる場合がございますが、これには先ほども言いました空き家バンクの登録を勧めております。賃貸借、売買の契約が成立することにより、空き家も少しずつ減少するものと考えております。

もう一つが移住支援でございます。町外からの移住者が空き家バンクを利用する場合、住宅改修費補助金、これは限度額を100万円としております。家財処分費等の補助金、これは10万円を交付するものです。これも一応条件がありまして、ただし5年以上居住する者と、もし5年未満の場合はこれも返還することになっております。

一応これらの制度を宣伝、活用していき、空き家対策を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君）

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今の空き家対策制度については総合戦略課長のほうか

らもお答えを申し上げたところでありますが、私自身の考えを述べさせていただければ、今個別に補助金だとかで対応していても間に合わないような状況、皆さんもご存じのとおりなのだと思います。先ほども道路の件申し上げました。融雪溝の件も申し上げました。これら全てのものが町の基本計画、後で荒関議員のご質問もあるわけですが、その中で今後中泊町がどういう町として生きていくのか、そこから辺をしっかりと考えながら対応しなければ、今の空き家問題一つについても解決できないのではないかなと私自身考えております。今私が住んでいる中里旧市街地商店街、ほとんど店もなくなり空き家状態です、現実には。中心商店街が空き家状態になってしまったこれまでの経緯もあろうかと思えます。それらを全て考えた上で今後の町づくりをどうするのか、その絵を空き家の所有者なりに示しながら解決を図っていかないと、個別に対処していても無理なのではないかなと。一戸一戸補助金幾らとやっても、現実にはなかなか難しいのではないかなと考えておまして、町の計画の中で、議員おっしゃるとおり今後20年後、30年後の子供たちがここでどういうふうに住らしていくのか、その絵をしっかりとやりながら町民の皆さんにご理解を求めて対処していく必要があるのではなかろうかなと考えておりますので、これもまた少しお時間を頂戴できればと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

これをおもちまして今議員の質問を終了します。

続きまして6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

今回2点ほどございまして、第1点は第2次中泊町総合計画についてであります。あとは、用途廃止した町有財産の管理状況についてであります。

順序を変えまして、用途廃止した町有財産の管理から入らせていただきます。町営住宅の解体が進んでいるわけですが、現在の計画のままですと用途廃止した町営住宅の解体にあとどれほどかかるのか、

それと解体した後の利用計画がおありでしたらお示しいただきたい。

あとは、かつて各小学校にあったプールの件であります。利用されなくなってからもう大分たちますが、一向に解体の様子もなく、管理状況が安全面に対してどのようになされているのかお伺いいたします。

あと、今年度で用途廃止いたしました訓練校についてであります。今までは大工組合さんのほうで利用されていたわけですが、あそこは現状のままで私見る限りはまだ利用が何かしら可能なのではないかと見受けておりますが、それをどのように跡地なりを町で利用するのか、そうでなければ民間に委託するのか、また売買してしまうのか、そこいら辺をお伺いいたします。

あと、2次の中里総合計画についてであります。総合計画実施されて3年たつわけですけれども、その中で重点事項のハード事業についてお伺いいたします。ハード事業には総合福祉健康センターの建設事業が入っております。あと、中里地区の配水路の整備事業であります。もう一点は、中泊町の総合運動公園の改修事業が計画されておりました。これの現在の進捗状況をまずお伺いいたします。達成度、どれくらいやっているのか。

あと、メバ活は大分進んでいると思いますので、メバ活のところは答弁要りませんので。大変申しわけございませんが、その点を含めてお伺いし、答弁の内容によっては再質問したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員のほうからさまざまなご質問を頂戴したわけですが、個々具体の進捗ですとか今どのようになっているかにつきましてはそれぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただくとして、私のほうからは町の長期総合計画そのものについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご存じのとおり本計画は町政の最上位計画に位置づけられておまして、先ほどから申し上げております将来目指す町の姿、基本的な行政の取り組みを定める平成28年度から令和7年度までの10年間の

長期計画であります。住民と行政がともに進めるまちづくりの指針となるものでありますが、いかんせん10年間という長いスパンのものでありますし、平成28年当時よかれと思ってつくった計画が今もそのままでいいのかということはあるわけでございますので、実際にはこの10年間の基本構想、この将来あるべき姿を実現するやり方としまして、区切り区切りですね、基本計画という形で前期5年、後期5年という計画で、前期のほうが平成28年度から令和2年、来年度まで、後期のほうが令和3年度から令和7年度までの5年間ということで決めさせていただいております。

また、それぞれの期間の中での目標達成の具体的手段といたしまして、実施計画というのがあります。この実施計画のほうは今度3年間を区切りとして、最初のほうの1期目が平成29年度から令和元年度までの3年間、その後が令和2年度から令和4年度、つまり私が町長になってすぐのときから3年間が1期目の計画で、今度来年から4年までの3年間が2期の計画になって、令和5年度から令和7年度までが3期目の計画ということで構成をされております。これらの計画の中で、実施計画の1期目がことしで終わるわけでありまして、2期目の計画策定に今まさに取り組んでいるところであります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略というものもございまして、これがことし最終年であります。今後5年間、令和2年度から令和6年度までの分野横断的な施策を取りまとめまして、2期実施計画と整合性を図りながら計画の策定を進めるよう指示をいたしております。この中に今当町及び全国の地域と言われるところが抱えていえる人口減少、少子高齢化、この進行にどう立ち向かうのかということを含めてやってきたことの検証を踏まえながら、また地域に新たに存在が確認された資源、観光ですとかメバルもそうだと思いますが、そういうものをより一層強化、活用することで町の魅力、それからこれからの町の振興というものに応えられるよう一層その魅力を高め、地域の活性化、暮らしの安全安心につながるような計画策定をしながら、またその計画の実現に向けて具体的に一步一步進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

（総合戦略課長 葛西成芳君登壇）

○総合戦略課長（葛西成芳君） 荒関議員ご質問の各実施計画の達成度と今後計画される実施計画２期目の重点施策についてお答えします。

計画期間が平成２９年から令和元年度まで実施計画１期の重点プロジェクトの実施状況ですが、ハード事業の総合福祉健康センター建設事業ではPFI事業による民間の資金と技術的能力を活用して、温泉施設やリハビリトレーニング施設、食堂、町特産品の販売スペース等を一体として整備することを計画しており、官民連携による事業の投入や実施に向けた調査委託費が補助対象となる国土交通省の先導的官民連携支援事業第１期を昨年４月に申請いたしました。しかし、これが不採択となり、同年６月下旬に当支援事業第２次募集には温泉施設を中心とした温泉熱を利用した周辺の整備など、計画内容を再検討して事業申請しましたが、いずれも全国のモデルになるような先導性が弱いということで不採択となっております。

ことしに入り、派立通り商店街の東側に旧営林署官舎用地があり、東北地方財務局青森財務事務所では平成３１年４月１日から先着順で国有財産売り払いの受け付けを開始したことから、予算を措置後、用地購入の申し込みをし、令和元年６月５日に当町との売買契約締結を行ったところです。この場所は派立通りの旧中心街の高台区域にあり、平成２６年８月の豪雨により宮野沢川が氾濫した際もほとんど被害がなかった区域であり、購入した用地を中心に総合福祉健康センターを核としたコンパクトなまちづくりの構想を進めてまいりたいと考えております。

今後は役場内に複数の課にまたがるプロジェクトチームを発足させ、基本構想の原案を作成し、官民連携による対話型意見聴取会、サウンディングを行い、建設計画を磨き上げ、２期目の実施計画で建設に向け進めてまいりたいと考えております。

次に、中泊町総合運動公園改修事業では、老朽化に伴い、野球場器具庫、テニスコート、陸上競技場などの改修工事を１次の実施計画に挙げております。テニスコートのフェンスの全面改修は、平成３０年度原子力施設立地振興対策事業補助金を利用し工事が完了し、器具庫の屋根改修は平成３１年度予算で改修済みです。野球場及び陸上競技

場の改修は費用が高額なため、町単独の負担ではなく近隣市町で負担できないか、五所川原圏域定住自立圏担当課長会議、市町長会議で協議がなされ、現在運動施設、教育施設利用促進の担当者会議で各市町の主要施設を洗い出し、調査検討の作業を進めております。

次に、重点プロジェクトのソフト事業についても一応考えてきたのですが、これは省略しますか……そうですか、わかりました。

現在実施計画2期目の策定に当たり、まち・ひと・しごと創生総合戦略も今年度で5カ年の計画が終了することから、あわせて1期目の検証作業を進めており、まだ2期目の重点施策の整理ができていない状況ですが、検証経過を踏まえつつ、総合戦略と整合性を図りながら2期目の計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 毛内財政課長。

（財政課長 毛内康裕君登壇）

○財政課長（毛内康裕君） 私からは、荒関議員ご質問の各小学校にあったプールの解体と利用可能な施設の今後についてをお答えいたします。

現在当町には学校関係のプールが6カ所ございます。小泊小学校、小泊中学校のプールはまだ運用中の学校敷地内にあり、既に使用はしていないものの、教育財産として管理しております。

議員ご指摘のプールは、中里地域にある旧中里小学校、旧薄市小学校、旧若宮小学校、旧武田中学校の計4カ所のプールだと認識しております。この全てのプールについては使用中止してから相当な年数が経過しており、各プールごとによって老朽化の度合いは異なりますが、いずれにしろ何らかの対策を講じていく必要があると考えております。しかし、プールの解体となると多額の費用がかかるため、財政運営に影響のない範囲で安全対策を講じながら、優先順位をつけて解体等を進めてまいりたいと思っております。

次に、旧職業訓練校跡地等の今後についてですが、この施設についてはことし6月議会において条例が廃止され、普通財産に移管になったところであります。跡地利用についてはまだ具体的に決まっておりません。今後の活用方法については、売り払いや貸し付け等も選択肢に入れながら担当課と協議して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 古川環境整備課長。

(環境整備課長 古川幹人君登壇)

○環境整備課長(古川幹人君) 荒関議員ご質問の第2次中泊町長期総合計画のうち、中里地区排水路整備計画についてお答えいたします。

当計画につきましては、平成27年度から土地の形態調査として排水先の河川や排水系統の分析、また雨量、流出量のデータ分析を行ってきました。平成29年5月に今後の方向性を産業建設常任委員会で説明をさせていただいたほか、各議員にも資料配付をいたしました。議員ご存じのとおり調整池を3カ所に設置し、既存の水路を活用し、場所によっては改修を行い、調整池への流入をスムーズにするなどの対策を講じていく予定でございます。

また、池にたまった水について隣接する川の水量を鑑みて放出することとしております。平成30年度、令和元年度の2年間にわたり予備設計を実施しており、年度内に終了する予定でございます。これから実施設計をするに当たり、調整池の形状をどのようにするのか、調整池として機能を必要としない時期の活用方法など、あらゆる場面を想定した施工方法など詳細な計画が必要となっております。

しかし、この事業を実現するに当たり、さまざまな問題をクリアしなければなりません。水路の改修及び調整池の工事のための用地取得はもちろんです。工事实施となると多額の費用、予算の確保をしなければなりません。現在の財政状況では非常に厳しいものと思われま。このことから、今後工事施工に向け県や国など関係機関、団体と十分な協議を行い、交付金の活用などを含め慎重に取り組んでまいります。

次に、町営住宅の解体と跡地の利用計画についてお答えいたします。まず、当町の町営住宅の状況について申し上げます。現在中泊町には町内10カ所に点在する形で町営住宅がございます。旧中里町は昭和30年代から、旧小泊村は昭和40年代から段階的に住宅の建設、運営が行われてきました。両地域の人口及び世帯の増加、住宅の需要を鑑み、住宅供給の役割を果たしてきました。

平成31年4月1日現在、当町では466戸の町営住宅を管理してございます。このうち耐用年数を超過し、かつ40年以上経過している住宅が203戸、築30年以上経過している住宅が83戸、入居停止している空き家が74戸となっております。これらを老朽化率と

してあらわすと61%となっており、さらに、建物のみならず水道管や附帯設備の老朽化も著しく見られております。

このような老朽化の状況を踏まえ、当町では国の公営住宅等長寿命化計画策定指針をもとに、平成23年度に中泊町公営住宅等長期寿命化計画を策定し、平成28年度に改定した計画で住宅の改修や修繕、解体撤去を年次的に行ってまいりました。

荒関議員ご質問の町営住宅の解体と跡地の利用計画についてですが、まず住宅の解体につきましては平成21年度から中里団地を中心に、おおむね2棟から3棟ずつ急傾斜地の団地から年次的に行っております。平成30年度時点で解体と解体の対象となる戸建て空き家住宅70戸のうち、37戸の住宅の解体撤去が終わっております。また、このほか空き家はあるものの、長屋住宅で一部入居しているため早急の解体は厳しい状況にあります。

次に、跡地の利用計画についてですが、現在住宅跡地をこのように活用していくという具体的な計画をお示しできていないのが現状です。各団地内には数名ずつの入居者が点在しており、跡地の有効活用の観点から、ある程度入居者を集約する必要が出てまいります。しかしながら、現時点での入居者の集約には入居者個々の事情から容易でないものと考えております。このことを踏まえ、今後の人口減少や地域の状況を総合的に考慮して取り進めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） なる答弁あったわけですが、福祉センター、いわゆるこれには基本的にはいつから取り組もうとしているのか。なかなか計画があっても、余り立派な計画だったものか前に進んでいないような状況でありますので、何とかこれを早めてもらいたい。

あと、地区排水整備事業については、これは長期にわたり多大な経費もかかりますので、そこはわかります。

あと、中泊町の総合運動公園の改修事業、進んでいる部分と進んでいない部分、予算の関係いろいろあるのですが、先般ちょうど中体連があったわけですが、そのときに沖崎議員からちょっと呼び出し食らいまして見てきたのでありますが、100メートルのスタートの地

点がもうぼろぼろのような状態になっておりますので、平成12年度から全天候型の陸上競技場に整備しまして大分経過しているわけにありますので、やっぱり悪いところは早期に手がけるべきところは手がけなければ、平成31年度の第4種公認の認定の更新と、これは先般の議会の答弁の中でも本年度の10月がめどだというふうに指摘されておりますので、そこいら辺をどのように考えているのか。多大な経費がかかるということは理解しておりますし、そして進めようとしている五所川原圏域の中で、やっぱり1町村ではなかなかこれだけの設備を維持していくのは私も大変だと認識しておりますが、現状が余りにもひどいような状態でありますので、早急に手がけていただきたい。

あとはこれからいろんな長期計画、全て前の議員の質問に対しては町長は長期計画の中で取り組むと。というのであれば、やっぱり住民とのコミュニケーションのとり方、ここいら辺がちょっと今までとは違って、現町政は地区懇談会を開催していませんし、地区懇談会を開催しないのであればどのような形で住民とのコミュニケーションをとっていかうとしているのか。

あと、各小学校のプール跡地の解体については、とにかく安全対策、安全面に留意してもらいたいと。あのままずっと放置したままで、もし事故等が起きた場合は必ず、こういう時代でありますので、かなりの負担がかかると思いますので、解体の負担よりもひどいような状況にならないようにと、あと地域住民の不安解消です。いつまでたってもずっと前政権から、ずっと町政から流れてきたものが全然手をつけられていないということになれば、町は全然やる気がないのかと、そういうふうに住民が思いますと、進めたい事業も進めづらくなるような状況になった場合は大変困ると思いますので、何とかそこいら辺を留意しながらやってもらいたい。

あとは、利用可能施設の今後については有効利用していただきたいと。用途廃止したら早急に何かかにかの計画を立てて、また民間で欲しいというのであれば譲渡するとか、あのままでまた長きにわたり放置されますと、利用できるものを利用できないような状況にしないようにしていただきたいと。

あと、町有財産の管理については大分解体は進んでいるわけなのですけれども、10カ所もあって全てが用途廃止ではないですよ。用

途廃止した場所においてもまだ居住者がおって解体できない、それはわかるんですよ。居住者がいるところを無理して解体しなさいというような趣旨の質問ではありません。居住していない箇所を、今は5戸ぐらいずつ進んでいますけれども、そのままずっと更新していくと何かしら二次被害が起きないか、それが心配なのですよ。人が住んでいるところであれば、それはどういう状況下にあっても当然管理していくべきでありますし、人が住んでいない所をどうするのか、そこを聞いているのです。再度答弁お願いいたします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 余り質問の数が多過ぎて、全部把握できるかどうかあれですが、荒関議員、大ベテランな議員でありますし、きょう議場におられる議員各位におかれましても、私まだ3年もたっていないわけでございまして、皆さんのほうが大先輩なわけでございますので、さまざま詳細今ご指摘いただいたとおりにかと思えます。順に私のほうからお答えをさせていただきます。

まず皆さん、私就任以来最大の懸案事項である温泉の話であります。今までトライしてきたこの二、三年の経緯は先ほど課長のほうからお話ししたとおりであります。一から町の予算を用意して全部取り組めれば非常にすきっといくのでしょすが、なかなか大変だということもあって、まず計画をつくるための資金を国から何とか出してもらおうと思って2度ほどチャレンジをしたわけであります。なかなかうまくいかなかったこともあって、今現在課長から説明したとおり旧営林署官舎跡地をてこにしながら近隣所有者の皆さんにご理解を得て、土地の協力をいただいたりしなければいけないものでありますので、まずはきちんとした計画を部局横断でつくらせていただいて、もちろん議員各位にもご説明をさせていただいた上で、プランを持って地権者さんたちのご理解を得ながら土地の確保もしていきたいなと思っております。幸いにしてあの地域、1,000メートル掘れば43度のお湯が湧くということは確認をとれておりますので、あとはどういうものをどのように配置していくのか、土地をどう確保していくのかという問題だと思いますので、何とかことしじゅうに大筋のけりをつけて、来年からつち音とまでいかなくても、何とか半歩でも、はいはいでもできるようにしていきたいなと思っております。福祉センターに

についてはこの状況であります。

運動公園のスタートのところであります。議員最近行かれたと思いますが、私は春先というか、夏場前には行って見ておりまして、総務課長は陸上の関係者なものですから見に来いと言われてまして、私は見に行って穴あいているのを確認しました。幾らかかるのかも見積もりをいたしまして、補正で今百数十万手当てをさせていただいて、雪降る前にはやろうということにしております。

第4種公認の話でございますが、今秋で期限が切れるわけでありませぬ。この件につきまして先ほどからお話ししているとおり、西北五地域の定住自立圏、ここの北五の定住自立圏の中でお話をさせていただき、首長さん方はそうさうだと言っておるのでございますが、一旦事務方におりますと、先ほど課長からお話ししたどの施設をどういう役割分担で維持していくのかと。例えば五所川原の野球場を1億かけて整備したときに、誰がどう負担して今後もやっていくのかと。うちの陸上競技場もそうであります。今2億弱の金がかかるそうであります。令和4年にはまた追加で経費がかかるというふうな段取りになっているようでございまして、それらを見通すと今後どうしていくのかということもあって、とりあえず第4種公認は1年間の猶予延長をさせていただいております。そこを見ながら、また地区の首長さんたちと定住自立圏の中で話をしていければなと思っております。いずれにしても時間的猶予がないのは私も承知しておりますので、そこはできるだけおくれなようにやっていきたいなと思っております。

地区懇談会の話であります。私がやりたくなくてやっていないのではなくて、さまざまの事業をやっている中で、なかなか地区懇談会ということに実現がいかないと。個別には若い人たちの農業者、漁業者の団体と懇談会を開いたり、婦人会の皆さんとの懇談会を開いたりしているわけでございますし、老人クラブのほうからも講師として呼ばれ、質疑という形でお話をさせていただいておりますが、まずはその地区に行って住民の皆さんとということにはできておらない状況にあります。これもできるだけ早急に、1期目終わるまでにはやりたいなと、まだ3年たっていませんので、何とか1期目のうちには一通り回りたいたいと思っております。

それから、プールの安全の話であります。中里小学校のプールは

思い出にあります。私がちょうど中学校に上がったときに完成をいたしまして、下の中学校に下りたときに上のプールができたなら模範遊泳だと、小学生に模範遊泳を見せろと言われて、ずっと泳いでいた記憶があります。あれからもう48年たったわけでありまして。当然プールも使われていなくなり、今や非常に危ない状態であるということで、中里小学校のプールにつきましては今具体的にどうすれば危険を避けられるのか、回避できるのかということで、手の打ち方を今具体的に考えているところでございます。先日も庁議で話題になったのですが、町内にどこにどういうプールがあるのだと、若宮のプールですとか武田のプールですとか薄市のプール、それぞれ状況が違います。できた時期も若干ずつ違います。それらを見ながら、安全にとにかく配慮しながら今後計画的にけりをつけていきたいと。けりのつけ方はさまざまあるのだと思いますが、けりをつけてまいりたいなと思っております。

それから、利用可能施設の有効利用はもちろんのことであります。特にことし用途廃止をさせていただきました訓練校のところにつきましては、ちょっと前に使わせていただきたいという声かけも幾つかあったのですが、これもまた時代の流れの中で、あの土地をどう使えば我が町町民にとって一番いい形に使えるのか、これは民間さんのさまざまな動きの中でそれと連動するような形で考えていければ、皆さんにとっていい跡地利用ができるのではないかなと思っております。そこはまた民間さんの動きでございまして、具体になってきましたらまた議員各位にもご相談申し上げながらご判断をいただければと思っております。

それから、町営住宅の件でございまして、例えば二軒長屋、三軒長屋になっているところで、長屋の中の2世帯がもういなくて、1世帯が残っていれば大変なわけでございます。個別の住宅、単独住宅でもう用途廃止して住むところがなくなったところについては、本当に予算との兼ね合いを見ながら、できるだけ早く、環境にも悪うございまして撤去なりをしていきたいなと、今予算をお願いしながら順繰りにやっていければなと思っております。

以上でお答え漏れがなかったと思いますが、あったようであればございましたら再度またお願いいたしたいと思っております。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 詳細にご答弁はいただいたのですが、そうなのであれば陸上競技場の改修工事、公認は10月がめどだったのが1年間猶予してもらおうよというふうなお話でありましたが、どこまでどう具体的に直していくという実施計画そのものを今お持ちですか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） どこをどのようにこれから直していくのかと問われますと、今持っているのは、4種公認をとるためにどこをどう直さなければいけないのかと、これは指摘されている事項でございますので、そのために具体的に幾らかかるのかというものは持ち合わせておりません。いずれそれを土台にしながら先ほど申し上げました圏域でご相談をさせていただければ、それを来年の10月、1年延ばしていただいた公認の時期に間に合わせられれば何とかやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了いたします。

続きまして3番、成田議員の質問を許可します。

成田議員。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問をいたしたいと思っております。質問事項は、海洋プラスチック問題と受動喫煙防止対策についてであります。

質問事項の1点目は海洋プラスチック問題についてであり、地球規模のテーマと思われませんが、海で生業とする小泊地域の多くの漁業者、漁業関係者にとっては最も身近で関心の高い事象であり、かつ深刻な問題になりつつあることから取り上げた次第であります。

さて、さきの6月に大阪で開催されたG20サミットで海洋プラスチック問題が話し合われ、プラスチックごみによる海洋汚染を2050年度までにゼロにすることを目指す大阪ブルーオーシャンビジョンが盛り込まれた大阪市の宣言が採択されました。世界の沿岸国から海洋に流出する廃プラスチックの量は年間1,000万トンにも上り、そのほとんどがごみ処理などの管理不十分やモラル低下によって海洋へ流出していると言われております。特に海洋プラスチックごみは太

陽熱や紫外線を受けて劣化し、5ミリ以下のプラスチック粒子であるマイクロプラスチックへ変化し、見えないごみとなって世界の海に漂い、魚はプランクトンと間違えて食べ、それが有害になることも調査研究で指摘されております。

そんな状況下にあって、近年小泊地域海岸へ漂流、漂着する大量のプラスチックごみによって、成長産業化を目指す漁業や観光への影響、海洋生物への影響などの懸念材料が増加し、海洋プラスチック対策は海の未来を守るため喫緊の課題であると認識しております。

手前みそではありますが、小泊漁協は毎年4、5月に漁港周辺の自主清掃活動の実施や、また隗より始めよとの思いで漁業者みずからがやれることから行動しようを合い言葉に、プラスチックごみを海に捨てずに持ち帰ることを7月の定例理事会で決議し、漁業者に対して周知を図っているところでもあります。

国の施策としては来年4月よりレジ袋の有料化を義務づけることになっており、加えてプラごみゼロ宣言をいち早く発表している自治体もあります。一方、民間企業ではレジ袋から紙製へ転換するなど脱プラスチックの動きが見られ、またメーカーではプラスチックにかわる環境に優しい素材の研究開発が着実に進められている状況にあります。

そこで、安くて便利なプラスチック製品を利用する私たち一人一人ができることから始めるという自覚を持ちつつ、プラスチックごみを減らす再使用、再利用という3Rのほかに、やめるという強い意識まで求められる中であって、全町民に対する意識啓発の進め方等を検討し、その方策を早期に打ち出すべきタイミングであると思うし、かつまた近隣市町村等に対して協力連携の要請活動が必要不可欠と思われるが、町長の考え方を伺います。

質問事項の2点目は、受動喫煙防止対策についてであります。昨年7月に健康増進法の一部改正に関する法律が成立し、年内の一部施行を経て、来年4月1日より全面施行されることとなっております。改正の主な目的は、望まない受動喫煙をなくすため総合的かつ効果的に推進するよう努めることとし、屋内が原則禁止、二十未満の立ち入り禁止、喫煙室の設置が必要、標識掲示の義務づけなど、マナーからルールへと変わりました。

平成29年度県全体での西北地域における喫煙等に関するデータでは、喫煙率は男性ワースト1位、29.8%、妊婦同居者の喫煙率はワースト1位、52.1%、就労妊婦の職場内受動喫煙率はこれもワースト1位で21.6%と、しかも中泊町のがん死亡では肺がんが最も高い数値となっており、このことは職場内、家庭内の区別なく副流煙や主流煙が蔓延している、誰もが見たくない劣悪な環境に身を置き、日々の生活を送っている現状にあると言えます。

そこで、健康づくりという観点から望まない受動喫煙をどのように受けとめ、またかかる法律が来年4月からの全面施行を踏まえ、中泊町としての効果的な受動喫煙防止対策の検討並びに取り組みについてどのように考えているのか伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（長利 司君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 成田議員ご質問の2点のうち、海洋プラスチック問題について私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今も報道で各国の首脳が会うときに話題の一つにこの海洋プラスチック問題というのが出ています。近年私ども日本のみならず、あらゆる海岸において、国内、周辺諸外国からの大量の漂着物が押し寄せられておまして、生態系を含む豊かな海岸環境の悪化や美しい浜辺の喪失、海岸の機能低下、漁業への影響等の被害が数多く発生していると受けとめております。

特に海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチックは海洋生物の生態系に深刻な影響を与え、世界全体で取り組まなければならない地球規模の問題であることはもちろんであります。議員ご指摘のとおりG20サミットで話し合われ、2050年までにゼロを目指す大阪市の宣言が採択されたところでもあります。このことから、この問題を解決するためには海岸を有する地域だけではなく、陸域を含めた全ての地域において共通の課題であるとの認識を持ち、排出ごみの削減と適正処理を推進することが重要であると認識しているところであります。国では容器包装リサイクル法を初め、各種リサイクル法の適正な実施によるごみの量を減らすリデュース、できるだけ繰り返

して使うリユース、資源として再生し利用するリサイクル、この頭文字をとって3Rの推進を行ってまいっているところであります。

また、さきの大阪市の宣言を受け、プラスチック製の容器包装を製造する事業所などでもワンウェイプラスチック、いわゆる1度しか使えない使い捨てのストローやスプーンなど、今後はリサイクルできない廃プラスチックとなる製品の生産を抑制する動きになっているほか、大手コンビニ業界でもこれまで無料配布されてきたレジ袋を有料化するなど、問題視されている廃プラスチック類に対する取り組みに大きな変化が起きている状況にあるというふうに認識をしております。

町といたしましても、悪質な不法投棄、ポイ捨て撲滅のため一層のパトロール強化とともに、必要に応じた警告看板の設置による犯罪行為の防止、抑止、特に岩木川沿いの関係自治体とは連携を密にし、陸域からの排出を防止する対策を強化してまいりたいと考えております。また、海岸に漂着したごみにつきましては、豊かな自然環境を守るため、これまで長年にわたり地域で行われてきた清掃ボランティア活動、先日県のほうからも表彰されたわけではありますが、こちらのほうの継続と国の海岸漂着物等地域対策推進事業、回収、処理、抑制、補助率もあって補助もいただきながらやっているわけでございますが、こちらのほうを活用するなどし、美しい山川と豊かな海を後世に継承できるよう、国や県の動向を注視しながら対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（長利 司君） 山中町民課長。

（町民課長 山中哲哉君登壇）

○町民課長（山中哲哉君） おはようございます。私のほうから成田議員ご質問の受動喫煙防止対策の検討及び取り組みについてお答えします。

この受動喫煙防止対策における動向としては、平成15年5月に健康増進法第25条において、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙防止のための措置を講じることを努力義務とし、昨年7月には健康増進法の一部改正により、1点目として受動喫煙が他人に与える健康影響を考慮し、望まない受動喫煙をなくすこと、2点目として健康影響の大きい子供、患者等に配慮し、これらの人が利用する屋内

外の施設について一層対策を徹底すること、3点目として施設の類型場所ごとに対策を実施することとなっており、本年4月1日より学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の第1種施設において一部施行となっており、その他事業所、飲食店を含む第2種施設においては2020年4月1日より全面施行となっております。このようにたばこが人々の健康に悪影響を及ぼすことは科学的にも明らかであり、喫煙する本人だけではなく周囲の人々の健康にも影響を及ぼし、受動喫煙が原因の脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群で年間1万5,000人が死亡していると報告されていることから、受動喫煙防止対策のさらなる強化が求められております。

我が町においては、平成29年3月に策定いたしました第2次健康中泊21において、喫煙や受動喫煙の健康影響に触れ、管内小学校での受動喫煙の学習、防煙教室の開催、妊娠届け出及び乳幼児健診の際には同居家族の喫煙状況調査に基づく保健指導、特定健診説明会、成人式でのパンフレットの配布など、各種保健事業を通して喫煙率の減少、受動喫煙の防止の普及に取り組んでおります。

今後はこれまでの各種施策を継承しつつ、町民や事業者の協力を得ながら各種検診や健康教育、相談の機会に加え、令和2年4月1日の全面施行に向け、関係機関と連携した事業所、飲食店等の第2種施設を対象とした説明会の開催、町広報紙等により受動喫煙防止の必要性の周知、禁煙治療実施医療機関などの情報提供を通じて、子供から大人まで受動喫煙防止対策を再認識していただくため努めるとともに、多数の方が利用する町が管理する施設においては法令が求める基準等を遵守しつつ、望まない受動喫煙をさせない対策を所管施設と連携しながら快適で良好な施設環境の確保に取り組みたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 私の質問した環境問題あるいは健康問題については、地域住民のみならず、国民の方々一人一人が自覚と認識を持っていかなければ進まないものだなということを改めて痛感しているわけなのですけれども、一方行政のほうとしてもいろんな施策を講じながら、または経過を組み込みながらこれらについて対処していくというふう

な姿勢が見受けられましたので、今後についても緩めることなく環境問題、健康問題については推し進めていきたいと思えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして、成田議員の質問を終了します。

続きまして5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、2点について質問させていただきます。

まず、1点目は一般質問などに対する答弁事項についてであります。議員の一般質問などに対する町長などの答弁内容、すなわち実施する、取り組む、検討する、見直す、協議する、努力するなどのその後の実施状況の対応を調査し、その進捗状況を広報、ホームページなどに周知公表することは、町民も行政に参画しやすく、なお一層の開かれた町になると思われませんが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせ願います。

2点目は、子供の貧困対策についてであります。改正子ども貧困対策法が6月12日に参院本会議で可決されました。貧困改善に向けた計画づくりを市区町村の努力義務とすることが柱で、地域の実情に合った対策の推進を目指すものであります。

6年前に制定された現行法は、親から子に貧困が受け継がれるのを防ぐことを目的とし、施設の力点を教育の支援に置いていた、いわば将来を見据えた法律と言える。これに対し改正法は、将来だけでなく現在の貧困の解消を目的に明記し、対策として保護者の仕事安定向上や、所得の増大に役立つ支援をすることを新たに盛り込んだ大きな前進であります。

政府は2014年施行の同法に基づき、低所得世帯の幼児教育、保育の無償化や児童扶養手当の増額などに取り組んでいるが、子供の貧困率は2015年で13.9%、7人に1人が貧困状態にある。ひとり親世帯の貧困率は50.8%に上る。その上、10月には消費税10%に上がります。猛暑でも電気を辛抱してエアコンを使わなかったり、食事にも気を遣い、ますます富裕層と庶民の格差が広がっています。子供の貧困対策は教育の支援、生活の支援、保護者に対する

就労支援、経済的支援などありますが、一自治体においては経済的問題が一番大きいと思います。

一方、既に独自の取り組みを進める自治体もあります。その先駆的な自治体の一つが大阪の箕面市であります。親から子への貧困の連鎖の根絶を重点課題と位置づけ、指令塔となる専門部署を設置し、支援の必要な子供の早期把握を目指して子ども成長見守りシステムを2017年度に導入しました。学校側は子供に小まめに声をかけ、様子を見守るなどの対応をとっています。ほかにも対策を進めている自治体もありますが、我が町の取り組みはどのようになっているかお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員ご質問のうち、子供の貧困対策について私のほうからお答えをさせていただきます。私どもの答弁のその後のフォローにつきましては副町長から、また教育の部分の貧困に対する対応につきましては教育長のほうから答弁をさせていただきます。

塚本議員の子供の貧困対策でございますが、子供の貧困を原因とする問題、近年マスコミ等でも多く取り上げておりまして、私も非常に関心を持っているところであります。子供は地域の宝と言われるわけでございますが、その子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、子供の貧困対策に国を挙げて取り組んでいくことを目的に、議員から先ほどご紹介のあったように平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定をされまして、ことし6月12日にはこれまで都道府県までの努力義務とされていた子どもの貧困対策に関する計画策定が市町村まで拡大される内容を含む一部法改正がなされたところでございます。

青森県のほうでも教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、そして経済的支援、この4本の柱を基本方針とした青森県子ども貧困対策推進計画というものを平成28年3月に策定をしております。全ての子供たちが夢と希望を持って成長できる青森県の実現に向けて取り組むこととされたところであります。現在計画に基づきま

して、それぞれの分野において幅広い事業が展開されているところでありまして、我が町においてさまざまな相談等があった場合は、県などが実施する事業の利用促進を図るという状況で今対応してございます。子供の貧困対策と一言で表現されているわけでありますが、その具体的な状況や要因は百人百様であります。そして、個々のケースに適合した柔軟な支援が実施されなければならないという非常にデリケートな課題でもあろうかと思っております。

先ほども申し上げましたが、子供は地域の宝でございます。ということは町の宝であり、県の宝であり、国の宝でもあります。その宝物が現在、そして将来にわたって輝いて成長できるよう、子供たちの現在の状況にしっかりとアンテナを張りながら、どういった支援が必要なのか、町としてどういった支援ができるのか、計画の策定も含めてしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（長利 司君） 横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 私からは、塚本議員ご質問の一般質問や質疑に対しまして、検討するや協議するなどの理事者答弁について、その後の対応についての進捗状況等を町民に周知するべきではないかとのことご質問にお答えいたします。

一般質問や質疑において議員各位からご提案をいただき、検討するなどとお答えした項目につきましては、内容の熟度等に応じて担当課において対応を進めているところでございます。その検討の結果、施策として立案まで至ったものについては当然予算案として議案にご提案できるわけですが、まだ検討中のもの、また立案に至らなかったものにつきましてはなかなか伝わらない面もあろうかと思えます。町民の代表として質問された議員におかれましては、その内容に強い思いを持って質問されているわけですので、検討するなど答弁した結果につきましては理事者側としてもしっかりと説明責任を果たす見地から、議会ガイドや町広報、またホームページなどの周知方法や時期なども含めて、議員の皆様の見解を聞いた上で今後周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員ご質問の中の教育委員会での取り組みと対応について、私のほうからお答えいたします。

教育委員会では、全ての子供にひとしく教育を受ける権利を保障するため就学援助費支給事業を行っております。小中学校での徴収金は、学級費並びに教材費、給食費や修学旅行費、校外学習活動費等を徴収して、これらを教育活動を円滑に行うための経費に充てております。この経費の負担が何らかの経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行っており、就学援助制度については町のホームページ、小中学校の入学時の保護者説明会の際に教育委員会の担当職員が説明並びに案内等を配布して、制度の周知徹底を図っております。

就学援助制度の実績でありますけれども、平成26年度は小学校、中学校の児童生徒合わせて717人中144人に約1,270万円の支給、率にして20.1%、平成27年度には681人中148人に約1,336万円の支給、率にして21.7%、平成28年度は660人中140人に約1,196万円の支給、率にして21.2%、平成29年度は610人中127人に約1,155万円の支給、率にして20.8%、そして平成30年度は601人中133人に約1,126万円の支給、率にして22.1%となっております。

また、学習支援につきましては、全児童生徒を対象として、放課後や週休日に子供たちにさまざまな体験型学習の機会を提供する放課後子ども教室推進事業を行っております。地域、保護者の協力を得ながら各小学校や図書館並びに博物館等で開催し、多様な教育的活動を実施しております。

また、平成29年度からは青森県の生活困窮世帯児童と学習支援事業、子供サポートミーティングプレイスが中泊町でも月2回程度開催されており、1年目は公民館で、そして昨年度、ことしはパルナスで開催されておりました。今年度は小中学生6名が学校や自宅以外の環境で楽しく有意義に学習していると伺っております。

子供を取り巻く環境が複雑化する中で、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、関係課相互の密接な連携

のもと、町内の全ての子供たちが健やかに育成される教育の整備と教育の機会均等を図る適切な支援対策の継続に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 一般質問などに対する答弁事項ではありますが、副町長さんよりるる所見を拝聴いたしました。北海道の一部の自治体では行っているところもあります。進捗状況がわからないと議員が同じことを何度も質問する状態にあるのではないかなと思いますので、ぜひ町民が行政により一層関心を持てるよう前向きに進めていただきたいと、このように思います。

次に、子供の貧困対策についてであります。町長さんのご意見も拝聴いたしました。教育長さん、るる拝聴いたしました。片山喜博慶應大学の教授によると、子供の貧困の解消に本気に取り組もうとすると住民に最も身近な市町村の果たす役割が大きいのだと、この対策は学校との連携は必須で、おのずと学校のあり方が問われると。教師は時間的にも精神的にもゆとりと余裕を持って子供たちに向き合わなければならないと。ところが、教師の多忙化が叫ばれて久しいのに、いまだに有効的な改善策が打ち出されていないと。教師の多忙化解消は、子供の貧困への対策という面からも自治体がもっと真剣に取り組む必要があり、それには教育委員会に学校経営者として自覚を持ってもらわなければならないと言っております。国の指示でやらされるという消極的な姿勢ではなく、ぜひみずからの地域の重要課題として、まずは地道な計画策定の作業から取り組んでほしいと言っております。どうぞ備えあれば憂いなしと、我が町に少しでも貧困家庭が出ないことを願いつつ、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

#### ◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時56分

### 第3回中泊町議会定例会

令和 元年 9月13日（金曜日）

#### ○議事日程 第3号

- 1 議案第32号 平成30年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第33号 平成30年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第34号 平成30年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第35号 平成30年度中泊町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第36号 平成30年度中泊町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第37号 平成30年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第38号 平成30年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 8 議案第39号 中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 9 議案第40号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 10 議案第41号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正について
- 11 議案第42号 中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止について
- 12 議案第43号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第4号について
- 13 議案第44号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について
- 14 議案第45号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について

- 1 5 議案第 4 6 号 負担付き寄附の受け入れについて
- 1 6 議案第 4 7 号 負担付き寄附の受け入れについて
- 1 7 議案第 4 8 号 権利の放棄について
- 1 8 発議第 5 号 青森県立中里高等学校存続に係る要望書について
- 1 9 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君     | 2 番 今 博 子 君     |
| 3 番 成 田 直 人 君   | 4 番 秋 元 隆 君     |
| 5 番 塚 本 悦 子 君   | 6 番 荒 関 富 雄 君   |
| 7 番 秋 田 博 君     | 8 番 川 山 光 則 君   |
| 9 番 青 山 雅 晴 君   | 1 0 番 沖 崎 勲 君   |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君   |                 |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- |          |           |
|----------|-----------|
| 町 長      | 濱 舘 豊 光 君 |
| 副 町 長    | 横 野 彰 吾 君 |
| 教 育 長    | 米 塚 鈴 子 君 |
| 代表監査委員   | 葛 西 昭 文 君 |
| 総務課長     | 成 田 勝 輝 君 |
| 財政課長     | 毛 内 康 裕 君 |
| 総合戦略課長   | 葛 西 成 芳 君 |
| 税務課長     | 太 田 光 平 君 |
| 町民課長     | 山 中 哲 哉 君 |
| 福祉課長     | 木 元 剛 君   |
| 環境整備課長   | 古 川 幹 人 君 |
| 農政課長     | 竹 谷 覚 君   |
| 水産商工観光課長 | 越 野 進 一 君 |
| 小泊支所長    | 加 藤 孝 典 君 |

総務学務課長	藤田康久君
社会教育課長	谷伊久弥君
会計課長	下山貴子君
上下水道課長	阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	加藤成子君
事務局次長	古川優君
総務課係 行政情報	木村将師君
総務課係 行政情報	佐藤伸之介君
総務課庶務係	石川愛君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 議案第 32 号ないし日程第 7 議案第 38 号

- 議長（長利 司君） 日程第 1、報告第 32 号 平成 30 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 7、議案第 38 号 平成 30 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。
- 本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。
- 野上委員長。

- 決算特別委員長（野上祐一君） おはようございます。去る 9 月 6 日の本会議において決算特別委員会に付託されました議案第 32 号から議案第 38 号までの平成 30 年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを 9 月 11 日と 9 月 12 日の 2 日間にわたり慎重に審査をいたしましたところ、いずれも異議なく認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上です。

- 議長（長利 司君） これから議案第 32 号 平成 30 年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 38 号 平成 30 年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

沖崎議員。

- 10 番（沖崎 勲君） 私からスポーツ関係について、一般質問で荒関議員も運動公園について話していましたが、予算がなかなか、財政が圧迫されておりますのでわかっておりますが、できるだけ早く新年度に向けて頑張ってもらいたいし、特に私陸上競技好きなものですから、今回もあっちの大会で中里中学校が日本一になると、恐らくなれると

いう一人がいますので、ひとついいグラウンドで練習させてほしいと。

それと、先般行われた県民駅伝、すごく遠くから赤いたすきをもらわずに頑張って、あの暑い中、特に職員である熊木さんが本当に頑張ってくれたことを私は感謝しております。

ただ、その中で来年度はどうなのだと、わだっきゃまねと、まねと言う人ばかりいっぱいあるわけですが、やっぱりこれは反省して、いろんな新年度に向けた対策といたしますか、考えなければならぬと。その中で言いたいのは、町としても反省会を踏まえた、今のおもてなしではないですけれども、労をねぎらって、大会その日も暑いのですけれども、練習のときは物すごく、私は何回も行かないのだけれども、あの暑い中駅伝のために頑張った選手が本当にかわいそうで、終わったら反省会もそうだし、来年のために一杯飲むというわけにはいかないけれども、来年度はもうあんか頑張って、もうあんか新しい選手もと。何か陸上協会のほうで反省会をやるらしいですけれども、そういうときは誰か出席して労をねぎらってほしいと私は思います。

もう一つ、今の（仮称）津軽大橋ができるわけですが、前から駅伝だけ人がちょっと足りないところで、マラソンやればどうだかと。前、津軽大橋でやったときは駅伝やったわけですが、今回橋ができればどうでしょうかと、そういう話もしておりますので、まだ決定はできないけれども、町長、その辺どの方向で、覚えていると思うけれども、考えを聞かせていただきます。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 町民の方も非常にご関心の高い今の第二津軽大橋の状況でございますが、それと大橋の開通を記念した今沖崎議員ご要望のマラソン大会のようなもの、以前にも町内の陸上関係者の方から、第二津軽大橋ができたときにぜひそういうマラソンのようなイベントをやってはどうかというお話を頂戴しておりました。

橋そのものが我が町の中だけの橋ではなくて、つがる市と中泊町を結ぶ橋になるものですから、つがる市のほうともまたご相談をしなければいけない案件でもありますし、単発で終わるのか、定着させるようなマラソンイベントを目指すのか、観光として打ち出せるようなものにするのかどうなのかということも、さまざま踏まえた上で、また

大橋ができて道路が開通するタイミングをいつと想定しておくのかも考えながら、恐らく来年度中にはというような話になるのかなと思っておりますので、そこら辺の結論につきましても、何とか今年度中には来年度予算に向けて結論を出せるような形にはしていきたいと。となりますと、12月、3月でもう一度ご議論をいただくような形になろうかなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 谷社会教育課長。

○社会教育課長（谷 伊久弥君） よろしいでしょうか。9月1日に開始された県民駅伝競走大会でございますが、炎天下の中参加していただいた選手の皆様並びに大会に向けてコーチを引き受けてくださった方々に感謝申し上げます。

さて、ことしの県民駅伝は新青森運動公園陸上競技場のこけら落としを兼ねてのもので、コースが今までと大幅に変更になり、新たに小学生の区間が設けられました。それを受け、小学生の候補選手は7月4日より毎週日曜日に強化練習を行ったものでございました。

ただ、駅伝の準備や当日の対応に至っては、当課の手際が余りよくない点もございましたので、県民駅伝大会の中泊実行委員のご意見も伺いながら反省点を来年度に生かしてやっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（長利 司君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第32号から議案第38号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第38号については委員長報告

のとおり認定するものと決定しました。

◎日程第 8 議案第 39 号及び日程第 11 議案第 42 号

○議長（長利 司君） 日程第 8、議案第 39 号 中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正について及び日程第 11、議案第 42 号 中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止についてを関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） おはようございます。議案第 39 号 中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第 42 号 中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止について一括してご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の臨時、非常勤職員が増加し、地方行政の重要な担い手となっている中、臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められていることを踏まえ、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日より施行されます。同法により創設された会計年度任用職員の勤務条件、給与等については条例で定めることとされていることから提案するものでございます。

条例の主な改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の 1 ページ、2 ページを御覧願います。議案第 39 号 中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正の中泊町職員の給与に関する条例（第 1 条関係）では、給料表の適用対象から会計年度任用職員を除くことを定め、会計年度任用職員の給与の種類、額及び支給方法について定めるものでございます。

なお、2 ページの改正後の中段に「法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」とありますけれども、これはフルタイム会計年度任用職員のことをいい、「法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員」、これはパートタイムの会計年度任用職員のこととでございます。

3 ページを御覧願います。中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例（第2条関係）では、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇を規則で定めるよう規定するものでございます。

中泊町職員の育児休業等に関する条例（第3条関係）では、4ページを御覧願います。会計年度任用職員に勤務手当を支給しないこと及び会計年度任用職員の育児休業からの復帰後、給料の号給の調整は行わないものであることから、所要の規程を改正するものでございます。

5ページを御覧願います。中泊町職員の分限に関する条例（第4条関係）では、会計年度任用職員の休職期間について定めるものでございます。

6ページを御覧願います。中泊町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第5条関係）では、パートタイムの会計年度任用職員に対して支給しているものは報酬であることから、減給処分を行う場合は報酬を減額することを定めるものでございます。

中泊町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第6条関係）では、フルタイムの会計年度任用職員について、人事行政の運営の状況を報告に含めることを定めるものでございます。

7ページ、8ページを御覧願います。中泊町職員等の旅費に関する条例（第7条関係）では、パートタイムの会計年度任用職員に支給するものは旅費ではなく費用弁償であることから、所要の改正を行うものでございます。

11ページを御覧願います。中泊町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（第8条関係）及び中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第9条関係）では、会計年度任用職員として任用される技能職員及び企業職員の給与の種類、額及び支給方法を定めるものでございます。

12ページを御覧願います。中泊町公益的法人等への職員の派遣に関する条例（第10条関係）では、会計年度任用職員が条件付き採用となることによる所要の整理をするものでございます。

中泊町報酬及び費用弁償に関する条例（第11条関係）では、特別職非常勤職員として現在規定している、14ページを御覧願います、保健協力員、行政連絡員、社会教育指導員、障害者相談員、集落支援員は、総務省令で定める事務に該当しないことに伴い、削除するものでございます。

15 ページを御覧願います。中泊町職員定数条例（第12条関係）では、定数から除外する職員として会計年度任用職員を定めるものがあります。

16 ページを御覧願います。中泊町国民健康保険診療所に勤務する職員の特殊勤務手当に関する条例（第13条関係）では、地方公務員法の改正により条項ずれが発生していることから所要の整理をするものでございます。

中泊町固定資産評価審査委員会条例（第14条関係）では、17 ページを御覧願います。職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、条例の名称が変更されることから所要の整理をするものでございます。

次に、議案第42号 中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案一覧の32ページ、33ページを御覧願います。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることから、外国語指導員の身分は特別職非常勤職員から一般職の会計年度任用職員として取り扱うことから、廃止するものでございます。

以上、議案第39号 中泊町職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第42号 中泊町外国語指導員の給料及び旅費に関する条例の廃止についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） この条例は事前に説明も受けたのですけれども、そうすれば技能職で、具体的に中学校のバスの運転手などはどういう扱いになるのですか、今度。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 今のスクールバスの給料につきましては、マックスでも高い、経験年数の長いバスの運転手ばかりですので、そういう高い賃金になっていますけれども、今もらっている給料から下回らないような形、そこに給料表、基準を充ててスタートするというふうなことでございますので、今のスクールバスのもらっている賃金については、そこを下回らない形でスタートするというところでございます。

- 議長（長利 司君） 6 番議員。
- 6 番（荒関富雄君） 突然現在の待遇を下回らないというのは、もう説明の段階で聞いていますけれども、そうすれば令和2年の4月1日からですから、細かい規則等はこれからということですよ、条例廃止しても。
- 議長（長利 司君） 成田総務課長。
- 総務課長（成田勝輝君） そういってございます。今現在職の整理を進めていまして、そこで会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムを整理しながら給料表を定めていくということになります。
- 議長（長利 司君） 荒関議員。
- 6 番（荒関富雄君） そうすれば、今までの部落の駐在員とか、ああいう人たち、1 回前に条例廃止になって待遇は変わらない。そして今度、何か新しい言葉だところで、すぐあれなのですけれども、1 年間の任用という形で、今までは報酬であったのが今度は何になるのか。そういったことをこれから細かく決まったときは、もう一回説明会なり議員説明会を開いていただけますよね。そこだけ確認して。
- 議長（長利 司君） 成田総務課長。
- 総務課長（成田勝輝君） 今現在整理していますので、1 2 月議会なりにまた説明したいと思っていますので、よろしく願いいたします。
- 議長（長利 司君） 4 番、秋元議員。
- 4 番（秋元 隆君） 3 9 号、4 項の正規の勤務時間外のことなのですけれども、1 カ月 6 0 時間以上超えた云々とありますけれども、実際に泊町で今現在 6 0 時間超えている職員は何人ぐらいいるのでしょうか。ちょっと確認の意味で、わかれば教えていただきたいと思います。
- 議長（長利 司君） 成田総務課長。
- 総務課長（成田勝輝君） 大変済みません、手持ち資料がないために、後ほど……済みませんでした。
- 議長（長利 司君） 暫時休憩とします。

休憩 午前 1 0 時 2 5 分

再開 午前 1 0 時 2 8 分

- 議長（長利 司君） それでは、会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 秋元議員からの質問にお答えいたします。

今現在、会計年度任用職員の対象者は、平成31年3月時点での対象者数は76人ございます。その中で月60時間以上の時間外をしている会計年度任用職員の方はございません。そういうことでございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第39号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第40号

○議長（長利 司君） 日程第9、議案第40号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） おはようございます。議案第40号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の17ページを御覧願います。条例の第3条第2項第1号において、旧氏での印鑑登録を加えるものでございます。

続きまして、18ページを御覧願います。第6条第1項第1号では、登録記載事項に旧氏の併記を追加してございます。

第11条第1項第1号では、印鑑登録証明書の記載事項に旧氏に関する事項を追加してございます。

14条では、印鑑登録の職権抹消に旧氏に関する事項を追加してございます。

恐れ入りますが、提出議案一覧の29ページを御覧願います。最後に、施行日につきましては、住民基本台帳法の一部改正の施行日と同日の令和元年11月5日からとしております。

以上、議案第40号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第41号

○議長（長利 司君） 日程第10、議案第41号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第41号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、中泊町議会委員会条例の一部改正に伴い、中泊町健康づくり推進協議会条例の委員の名称を現在の名称に改めるため、条例の一部改正するものであります。

改正内容については条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の19ページを御覧願います。第3条第3号中、町議会民生文教常任委員会を町議会議員に改め、同条第7号中、町保健協力員を町保健協力員連絡協議会に改め、同条第11号中、町食生活改善推進員を町食生活改善推進員会に改めるものであります。

以上、議案第41号 中泊町健康づくり推進協議会条例の一部改正についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第43号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第43号 令和元年度中泊町一般会

計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） おはようございます。議案第43号 令和元年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,497万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,862万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。10ページを御覧願います。3、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第12目電算事務対策費、15節工事請負費に光ケーブル移設等工事費381万3,000円を、第14目財政調整基金費、25節積立金に財政調整基金1億6,798万8,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、11ページを御覧願います。第6目障害者福祉費、13節委託料に障害者総合支援システム改修費として104万5,000円を、第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、13節委託料に広域入所児童の増により1,071万5,000円を、20節扶助費に国の無償化制度の対象外児童の給食費として243万円を計上しております。

12ページを御覧願います。第4款衛生費 第3項母子保健費、第1目母子保健費、13節委託料に母子保健情報連携システム改修費105万6,000円を計上しております。

第6款農林水産業費、第4項農地費、第1目農地総務費、13節委託料において、ため池浸水区域図等作成費として合計981万2,000円を計上し、第5項林業費、第2目森林公園費、13節委託料でふれあいセンター管理委託の入札減により170万6,000円を減額しております。

13ページを御覧願います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、15節工事請負費で、町道404号線ほか大型カルバート補修工事費に300万円を追加し、折戸下前線のり面補修

工事の工程変更に伴い649万2,000円を減額し、その関連で22節補償、補填及び賠償金に電話柱の移設補償費として649万2,000円を計上しております。

14ページを御覧願います。第4項都市計画費、第1目公園費、15節工事請負費に陸上競技場ウレタンオーバーレイ工事費129万8,000円を計上しております。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防施設費、15節工事請負費に消火栓移設、防火水槽撤去並びに消火栓改修に係る工事費として278万円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページを御覧願います。第9款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に1億759万3,000円を計上しております。普通交付税交付額の確定によるものでございます。今年度の交付決定額は、平成30年度比237万1,000円減の32億8,759万3,000円であります。

8ページを御覧願います。第14款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金に農村地域防災減災事業費補助金として981万円を計上しております。

第18款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として8,660万7,000円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

9ページを御覧願います。第20款町債、第1項町債、第1目総務債、1節臨時財政対策債において1,440万円を減額しております。これも額の確定によるものでございます。第4目土木債、2節排水施設整備事業に210万円を計上しております。その他、歳出の関連において国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上しております。

続きまして、継続費補正及び地方債補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第2表継続費補正、1、変更については消費税に係る増額並びに事業費の追加により年割額を変更しております。

第3表地方債補正、1、変更については、臨時財政対策債は額の確定により限度額を1億2,710万円に、町道整備事業から文化財整備事業までの5事業において、事業内容の変更により限度額をそれぞ

れ変更しております。

以上、令和元年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、13ページの土木費、道路橋梁費の中の移転補償料、補償金と、その上に折戸下前線のり面補修工事640万で、同額で下へ移っているような感じなのですけれども、これちょっとご説明お願いします。

○議長（長利 司君） 古川環境整備課長。

○環境整備課長（古川幹人君） 川山議員のご質問にお答えします。

まず、減額の649万2千円、これについては折戸下前線のり面の工事の費用でありまして、その工事について補償金として同額がついていますけれども、この工事をするに当たり、N T Tの電柱あるいはケーブルの移設をしないと工事ができないということでございますので、減額してございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） ということは、これ同じ額だということ、それとも折戸をやめて補償料だけ払ったということ。やったということだか。同じ額。工事費も補償料も同じ額でいったということ。

○議長（長利 司君） 古川環境整備課長。

○環境整備課長（古川幹人君） 工事費ですけれども、工事費は一千……もっとあるのですけれども、その工事費のうちの一部をこの移設のための補償金ということでのせてございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 12ページ、このため池のマップの制作なのですけれども、これはどこを予定して。中泊にため池いっぱいありますので。

○議長（長利 司君） 竹谷農政課長。

○農政課長（竹谷 覚君） ただいまご質問のありましたため池の事業でございまして、マップのほうは県から示されているのが19カ所ご

ございます。それから、浸水の地区のところは9カ所県から示されております。これらについて作成の事業をやる予定でございます。ため池の名称を書いてある資料を持ってございますけれど、後ほど皆様方にお渡ししたいと思っております。

○議長（長利 司君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 14ページの教育費についてであります。私は現在、中中の特別非常勤講師として生徒に琴の指導をしております。ことし創立30周年ということで、記念式典の後に生徒たちが演奏をするということで、毎日猛練習をしております。

ところが、これまでお琴の調律がずっと我慢してきたのですが、もう限界になってしまいました。なので、学校側では12面のお琴、18万円を補正で要求したのですが、却下されたという校長先生からのお話を聞きまして、私はとてもがっかりしました。学校現場のことを知らないのかなと、とても残念に思います。この頑張っている生徒の将来のために、いま一度見直しはしていただけないものかしらとお聞きしたいのです。

以上。

○議長（長利 司君） 藤田総務学務課長。

○総務学務課長（藤田康久君） 塚本議員のただいまのご質問でございます。

私も現場に行って、琴の関係、現物、見てまいりました。夏休みでも生徒が琴の練習をしているということで、非常に頑張っているということで現場を見てまいりました。

今回この補正のほうに計上しましたけれども、小泊地域も小泊中学校で50周年記念があると、そして中里中学校でも30周年記念があるということの中、小泊中学校ではこの50周年記念の運行については基金というお金で運営すると。そして、中里中学校では30周年記念の中、お金をかけないでそのようなことをやるという中、琴をその中でやるということなのですけれども、どちらも50周年記念、30周年という中、町のほうでは今回は補助金という形というか、そのような琴の直すというか、そういうのは今回はどちらには計上しないということでございましたので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 補助金でやろうという、学校側では本当は補正を申請

したわけです。ほかの分野とはまた違って、学校って日々変わっているのですよ。ですので、そこら辺は学校側から申請されたならば、これは臨機応変に助成してあげなければいけないのではないかなと私は思います。疲弊しているという学校側では予算も全くないし、助成金もない、困ってしまっております。今演奏している途中に弦が切れた場合、顔に当たると大変なことになるのですよ。だから、ほかの分野とも違うのです。

中里中学校は、平成元年に葛西校長先生が個性のある中学校ということで、ほかではない日本伝統文化を取り入れたわけでございます。それで、この校長先生は教材にはどんなにお金をかけてもということで、お琴5面、そして尺八が20丁そろえたわけでございます。受け継がれた校長先生は、ずっとそれを受け継いで、30年間の間に12面にそろえたわけです。でも、尺八は残念ながらその後指導する方がいないので、もう使い物にはなっておりません。このように楽器は毎年メンテナンスをしなければだめなのです。

琴は部活動と、その後また選択教科ということで、毎年文化祭では発表して父兄に喜ばれてはいるのですが、また4年前に学校教育のカリキュラムが変わりまして、4年前からその選択教科がなくなってしまって、ほかの選択教科は自然消滅しました。でも、琴は中里中学校の伝統的なものだということで、先生方の配慮で必修教科として、1年生から3年生まで必修ということで勉強させています。でも、200人近い生徒に12面しかないお琴で、時間が足りないのです、これまでは演奏しておりません。

でも、このたび30周年ということで子供たちが率先してみずからやろうということになったので、自分たちからこんなに先生に言われてやるのではなくてみずからすると、こんなに上達するのかなと。私は毎日行っているわけではないのです。楽譜を届けてこれやりなさいと言ったら、どんどんうまくなりまして、すごいものだなどと、初めて拝見する部分もあるのですが、私はどんなに校舎が立派であっても、教育の中身だと思うのです。教育の中身にどんなに手厚い支援をしてくれるかが一番大事なことだと私は思っていますので、どうぞそこら辺、町長さんのご意見を拝聴したいと思いますが、いかがでしょうか。町長さんのご意見を聞きたいのです。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員の琴の指導の件について、大変熱い思い、それから生徒が伝統的な楽器に触れる機会を創出しているということで、また生徒のいろいろな情操面にも大変効果があるというお話を伺って、大変ありがたいことだなと思っております。

小泊中学校は先ほど課長も答弁しましたように50周年記念と、中里中学校は今回30周年ということで、学校の式典関係も何十周年をめどに今後開催していくのか、これはまた教育委員会としてもしかるべき会議等で話題にして、ある程度方向性といいますか、統一を図っていきたいなと考えております。

それから、中中の琴ですけれども、30周年記念式典は恐らく昨年度から年間計画等に網羅されて、式典の開催ということが予定されていたと思いますので、今回補正ということで計上されましたけれども、当初の予算等に計画的にまた計上するというのをまた学校のほうにも再度指導をしていきたいなと思っておりますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） そんなに早く計上しなければいけないのでしょうか。いつごろから早目に計上しなければいけないのか、申請しなくてはいけないのかなと思います。ほかのと本当に違うのですよね。だんだん子供たちの気持ちが変わりまして、どんなに伸びるか、目標を持ったらこんなに変わるかは学校側でも思っていなかったもので、やはりこれは何か起きては大変なので、演奏するという子供たちのためには、もしか何かあって、私のところには多分いろいろあります。途中で弦が切れると顔にぶつかったり駒が飛ぶのですが、それがいつできるのは、こんなに練習しているとは思わなかったもので、できることならこういう現場と変わっているのか、ほかのとは違うのか、臨機応変に何かの形で助成してもらえないものかなと思ったわけです。来月なのです。子供たちは多分大丈夫だろうとこの間までそう言っていたので、期待させて何かああ、どうしようかなと思って、この間却下されたと聞きましたので、多分補正の審査の前には間に合って申請していると思うのです。ですので、そこのところ臨機応変にできないものかしらと思って、教育の中身って本当に生徒の目標があればこんなに上手に

なるのかなとつくづく思いましたので、町長さんの権限でどうにかお金ありませんでしょうかしら。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 学校教育の中のさまざまな教材の部分のお話かと思えます。イベントの部分について先ほど教育長のほうからもお話あったとおりでございます、30年、50年のこの周年記念については、きちんとした考え方のもとでやっていきたいなと思っているのが教育委員会の考え方でもあろうかと思えます。

学校の教材の部分に関して私自身のお考えをとということでございますので、申し上げさせていただければ、なぜそのお琴が必要なのか、なぜ太鼓が必要なのか、その太鼓を使ってこれからどうやっていこうと思うのか、その教材を使ってどういう教育をしていくのか、そこら辺をしっかりと考えた上で、維持するためにお金がかかる、それも計画的に、では何年に1回弦を取りかえなければいけないのか、何年に1回修理をしなければいけないのか、ピアノであればどういうふうに調律をしていかなければいけないのか、その部分もしっかり考えた上で導入していったら突発的に必要になるということはないのではないのかなと、一般的な考え方でございますけれども。

私自身は、教育にさまざまな教材が必要だということは理解をしております。ただ、それらにかかる経費の部分については、でき得るならば計画的に進めていくべきではないのかなと思っております。私は代官でありませんので、この金を自由に使えるということではないと思っております。町長がいいと言えれば全ていいというものではないというふうに考えております。教育委員会は教育委員会の考え方で、整理をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 消防費、14ページ、消火栓の移設工事と防火水槽の撤去工事を予定しているのですけれども、これはどこ、場所。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 荒関議員の消火栓移設工事と防火水槽の撤去工事というふうなことで、どこかということでございますけれども、消火栓の移設工事につきましては若宮の消火栓の移設でございます。これ

は現在私有地の所に消火栓がある関係で、所有者のほうから動かしてくれというふうなことでございましたので、その移設する工事でございます。

それから、防火水槽の撤去でございますけれども、深郷田の防火水槽の撤去でございます。これも私有地に防火水槽があるわけなのですけれども、その所有者から撤去していただきたいというふうなことでお願いがありまして、近くに消火栓もあったことから、消防署と相談の上問題ないだろうというふうなことで、防火水槽は撤去するものでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 私有地に防火水槽、大体大抵のところはそういうふうな形である場所もあるし、また公共的な場所にある場合もあるのですけれども、この撤去する防火水槽、経過年数はどれぐらいになっているのですか。

○議長（長利 司君） 成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 大変申しわけありません。経過年数まではちょっと手持ち資料で調べていなかったもので、休憩して調べたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（長利 司君） 暫時休憩にします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時11分

○議長（長利 司君） 会議を再開します。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） 荒関議員の防火水槽の撤去する場所が経過年数何年かというふうなことでございますけれども、防火水槽の町内一覧あるわけなのですけれども、昭和51年までは何年に設置しているかは押さえていますけれども、それ以前のものについては設置年数はうちのほうでは押さえていないということで、経過年数は43年以上はたっているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第44号

○議長(長利 司君) 日程第13、議案第44号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長(山中哲哉君) 議案第44号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

事業勘定の補正額は歳入歳出とも1億4,566万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,600万4,000円とするものであります。

補正する歳入歳出の主なものを歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明いたします。

最初に、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、4ページ下段を御覧ください。3、歳出、第7款基金積立金、第1項基金積立金、第1目財政調整基金積立金に1億4,566万4,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。上段を御覧ください。2、歳入、第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越額1億4,566万4,000円を追加計上しております。

以上、議案第44号 令和元年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

10番。

○10番（沖崎 勲君） 本案にはいいのですけれども、今回、私も年いっているのだから、病院へ行けば1割からまた2割になるしと、まだ決まっていな。消費税も上がるしと。そのうち花粉症は、これは病気でない、保険きかねだと、そういう話も出てきている。これ、どすだばと。

そして、ぐだめぎの話なのですけれども、どすたずやってしたっきゃ、わらはんどだば給食もただ、医者もただだと、年いった人さわんかい方法ねものだなど。結構カバーしてる部分あると思うのだけれども。こういう場合、何て説明へばいいのか。町長、何かいい考えねが。私も困ってしまって、これから稲刈りに入るし、まだ苦みるし、ぐだめぎが来ると思うし、何かいい言葉がないものだから。町長、ひとつお願いします。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） いい言葉というよりも、今沖崎議員おっしゃっていることがまさに日本の今の課題なのではないかなと。私東京事務所にいたときに厚生労働省の事務次官をやった方のお話を聞く機会もあったのですが、村木厚子さんですね。要するに今日本の最大の課題というのは社会保障費の増と収入の減、税収の減ですね、これワニの口というふうに例えているのです。今議員がおっしゃっていることをこのままやろうとすれば、このワニの口の上の部分が増え、要するに余計に使う社会保障費です。税収がどんどん減って行って、この赤字部分がふえていく。これが最大の課題だと言われているので、今年配の方々の医療費も全部ただにするとすると、これがまたぐうっと右肩上がりについて、こっちがぐうっと下がって行って、赤が大きくなる。そこを今解決するために、一億総活躍社会ですとか生涯現役だとか、さまざまやっているわけですので、こっちのほうの税収も上げることがやりながらであればこっちもふやせるのかなと。追いかけっこになるので赤は減らないのですけれども。一生懸命稼いでいただいて、医療費も何とか抑制していただければちょうどいいあんばいに

減るのかなと。そこを上手にワニの口の話でもしてやっていただければありがたいかなと。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 10番。

○10番（沖崎 勲君） ただ、私も勝手な話しするのだけれども、今俺あと何年もしないで死ぬのだと、あと死ぬときは私にその借金残せばまねべなど、そういう話もいくし。ただ、今回閣僚というか、国の大臣の決定機関に進次郎とかいいメンバーがそろったはんで、社会保障も改革になるのかなと。残念ながら青森県からは一人も行かないし、そしてまた頼りになる成田県会議員もいないし、これは私、行政も議会も大変だと思っておりますので、いろんな裏仕事を町長にお願いして終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第45号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第45号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） おはようございます。議案第45号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げ

ます。

今回の補正予算は、規程の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億756万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。3、歳出、8ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金に介護給付費準備基金積立金819万7,000円を計上いたしております。

第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金、23節償還金、利子及び割引料に平成30年度国庫支出金の確定に伴う返還金1,668万2,000円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に平成30年度の交付額の確定に伴う過年度分の交付金437万円を計上いたしております。

6ページを御覧ください。第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金2,041万1,000円を計上いたしております。平成30年度からの繰越額の確定によるものでございます。

その他、歳出の関連において、国庫支出金及び県支出金等にそれぞれ所要額を計上いたしております。

以上、議案第45号 令和元年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第46号

○議長(長利 司君) 日程第15、議案第46号 負担付き寄附の受け入れについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川環境整備課長。

○環境整備課長(古川幹人君) 議案第46号 負担付き寄附の受け入れについてご説明いたします。

議案書の34ページを御覧願います。本件は8月7日付で申し出があったもので、中里高校手前を下高根地区に向かう町道394号線から下高根公民館に入る丁字路の一角を拡張する用地について受け入れるものであります。

寄附の申出者は中泊町大字高根字小金石868番地1、有限会社佐々木工業であり、中泊町大字高根字小金石911番地2、面積21平方メートル、同所918番地3、面積10平方メートルの2筆の宅地について、道路用地として寄附の申し出があったものです。

この宅地は、先ほど申し上げましたとおり町道394号線から下高根公民館に進入する一角にあり、今まで大型車の進入が厳しいことから道路拡張の要望があったものです。このことについては、8月21日に開催しました総務文教常任委員協議会でもご説明しております。

なお、整備工事の実施については、寄附採納後に所有権移転登記等の諸手続を完了した後、進めてまいります。

以上、議案第46号 負担付き寄附の受け入れについて申し上げました。何とぞよろしく願います。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第47号

○議長(長利 司君) 日程第16、議案第47号 負担付き寄附の受け入れについてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川環境整備課長。

○環境整備課長(古川幹人君) 議案第47号 負担付き寄附の受け入れについてご説明申し上げます。

議案書の37ページを御覧願います。本件は8月7日付で申し出があったもので、芦野地区にあります墓地等がある民地を受け入れるものであります。

寄附の申出者は中泊町大字芦野字福泊5番地2、長利靖氏であり、中泊町大字芦野字福泊243番地、面積468平方メートルの1筆の雑種地について墓地として寄附の申し出があったものです。

この土地は、先ほど申し上げましたとおり民地に建っている墓地があり、墓地、埋葬等に関する法律で各自治体、宗教法人等が管理することとなっており、県知事等の許可を得ずに民地に建てることは違法であります。また、同所にある小屋についても町に寄附したいとの要望でございます。今後寄附を受け入れるに当たり、墓地及び小屋の管理及び修繕等の一切を今まで同様、芦野地区で管理する旨の意向を伺っていることから、書類を交わすこととしてございます。このことについては、8月21日に開催した総務文教常任委員協議会でもご説明しております。

なお、寄附採納後に所有権移転登記等の諸手続を完了した後、必要

書類等を交わしていきたいと思っております。

以上、議案第47号 負担付き寄附の受け入れについてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第48号

○議長（長利 司君） 日程第17、議案第48号 権利の放棄についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第48号 権利の放棄についてご説明いたします。

議案書の40ページ及び41ページを御覧ください。中泊町水道料金の過年度分の滞納者のうち、死亡者及び居所不明者等の水道料金の債権について別紙のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページを御覧ください。水道料金の不納欠損処分について、令和元年7月末現在の水道料金の未納、滞納状況については下表のとおりです。平成9年度から平成28年度まで、中里地域は37万2,179円、小泊地域は177万9,260円、合計215万1,439

円となっております。

民法第173条第1号で、水道供給契約によって供給される水は生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物及び物品に含まれることから、その消滅時効期間は2年とすることとなっておりますが、私法上の債権となるため、時効の援用があった場合はその時点、時効が確認できない場合などは権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号により、議会の議決を得た時点で債権が消滅することになっております。

次のページを御覧ください。不納欠損対象者の年度別の詳細となっております。年度別の死亡、居所不明者別となっております。

次のページ及び最後のページについては水道料金不納欠損一覧となっておりますが、住所及び氏名等については個人情報保護法により記載しておりませんが、滞納期間、件数、滞納額、不納欠損理由となっております。

以上、権利の放棄についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 見てびっくりしました。20年度の小泊のこれ、突出して115万、次見れば施設売却済みとかって書いていましたけれども、これどこかの大きい会社かですか。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） これは小泊の入りかけの事業所でございます。事業所。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） この処分をするわけですがけれども、まだ残りの未収金はどのくらい残りますか。これ今回やった場合。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 今回の不納欠損に挙げた金額を入れますと、過年度分としては400万前後で、現年度分としては350万ぐらい、合計。残り過年度分の今回不納欠損を承認していただければ200万

を切れるということになりますけれども、また来年度になれば今年度の未納分が滞納となりまして、加算されていく。とにかくうちのほうとしては古い分から古い分から徴収しておりますので、過年度分は少なくなっていくますけれども、逆に今年度の分も滞納になっていきますのでということで、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 11番、野上議員。

○11番（野上憲幸君） 今の不納欠損の中身も、確かに当然処理しなければならないものは処理しなければならないわけですがけれども、新たにできたいわゆる未収分、その未収分についてどの区分で給水停止をかけるとか、そういうものをしっかり町民にやっぱり周知し、徹底させるべきなのですよ。3カ月したら確実に給水を停止しますよとか、半年とか、そういう中身のきちとした決め事は町民自体にわからなければ、これ幾らやっても水かけ論ですよ。電気にしろ水道にしろ、とめることはできるわけでしょう。そこいら辺、どこのラインをガイドラインとしてあなたたちは考えているのか、考えを聞かせてもらいたいと思っています。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） うちのほうとしては、滞納を2カ月すれば督促状、3カ月すれば催告状、4カ月滞納すればそこで給水停止ということで、各家庭を回って給水停止の予告を出しても納付されない場合は、うちのほうで給水停止してございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 11番、野上議員。

○11番（野上憲幸君） 実際そういうぐあいにしていて給水停止をかけた家庭であれ事業所であれ、あるのか。

もう一つは過年度分、確かにずっと古い順から徴収していくルールはわかりますけれども、果たしてそれをどのラインでどういう形で返済していただくのか。そういう返還に対する計画書の提出とかをしながら、なおかつそれで約束事が守られない場合は給水の停止の対象とするとか、やっぱりそういう面にも踏み込まなければ、幾ら何しても過年度分ずっと取れないです、そういうことをしたら。そういう考え方とか、考えたことあるのですか。

○議長（長利 司君） 阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） うちのほうとしても、4カ月以上たって給水停止の予告出して給水停止するのですけれども、その場合本人がすぐ納められないとかであれば、うちのほうで計画書なるものがありまして、そちらのほうで2カ月分とか3カ月分、できれば納めるように本人のほうと相談して、計画表をつくって徴収してございます。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今上下水道課長のほうからお答えをしたとおりなのですが、水道料金の徴収に関しましては生命、ライフラインにかかわるものでございまして、手続につきましてもかなり厳密に決まっております。むやみやたらに給水停止できないわけでございますので。この給水停止の前の段階の、要するに払ってくださいという催告のところから、全部管理者である私のところの決裁を経て実際に実施されております。毎月毎月私のほうでもそれを確認しながら、きちっと払うべきは払っていただくような形で手続をしております。

今回不納欠損というか、債権の放棄をお願いしておりますのは、過去に亡くなられた方、もう既に債権として主張できないような方、それから居所不明の方について、今までずっと積み残してきた部分を債権の放棄をさせていただくという提案でございまして、ご理解をいただければと思います。きちんとした形で手続は踏んでまいりたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） ちょっと、不可解なので聞くのだけれども、支所長、前水道課長だよな。支所長、小泊のこれ、施設売却済みのこれ、2年間になっているばって、どこだかわかる。ここで答えなくてもいいけれども。小泊のこれ、わかるの。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） もちろん今回債権放棄をする案件につきましては、全て個別に特定の社なり特定の企業なりがわかっておるわけでありまして。その上で、この議会の中で債権放棄のお願いをするのに特定の個人名、個人企業名を挙げるわけにいかないの、こういうふうに伏せさせていただいておると、ここはご理解をいただければと思います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。  
討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第48号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第5号

○議長(長利 司君) 日程第18、発議第5号 青森県立中里高等学校存続に係る要望書についてを議題にします。

本案については提出の理由にありますように、引き続き県立中里高校の存続を要望するため議員全員の連名で提出されたものです。

本案については説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。  
したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。  
したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長(長利 司君) 日程第19、次期議会の会期日程及び議会運営に関する

る事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(長利 司君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第3回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時43分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議 長

長 新 司

署名議員

吾山 雅晴

署名議員

川 山 光 則